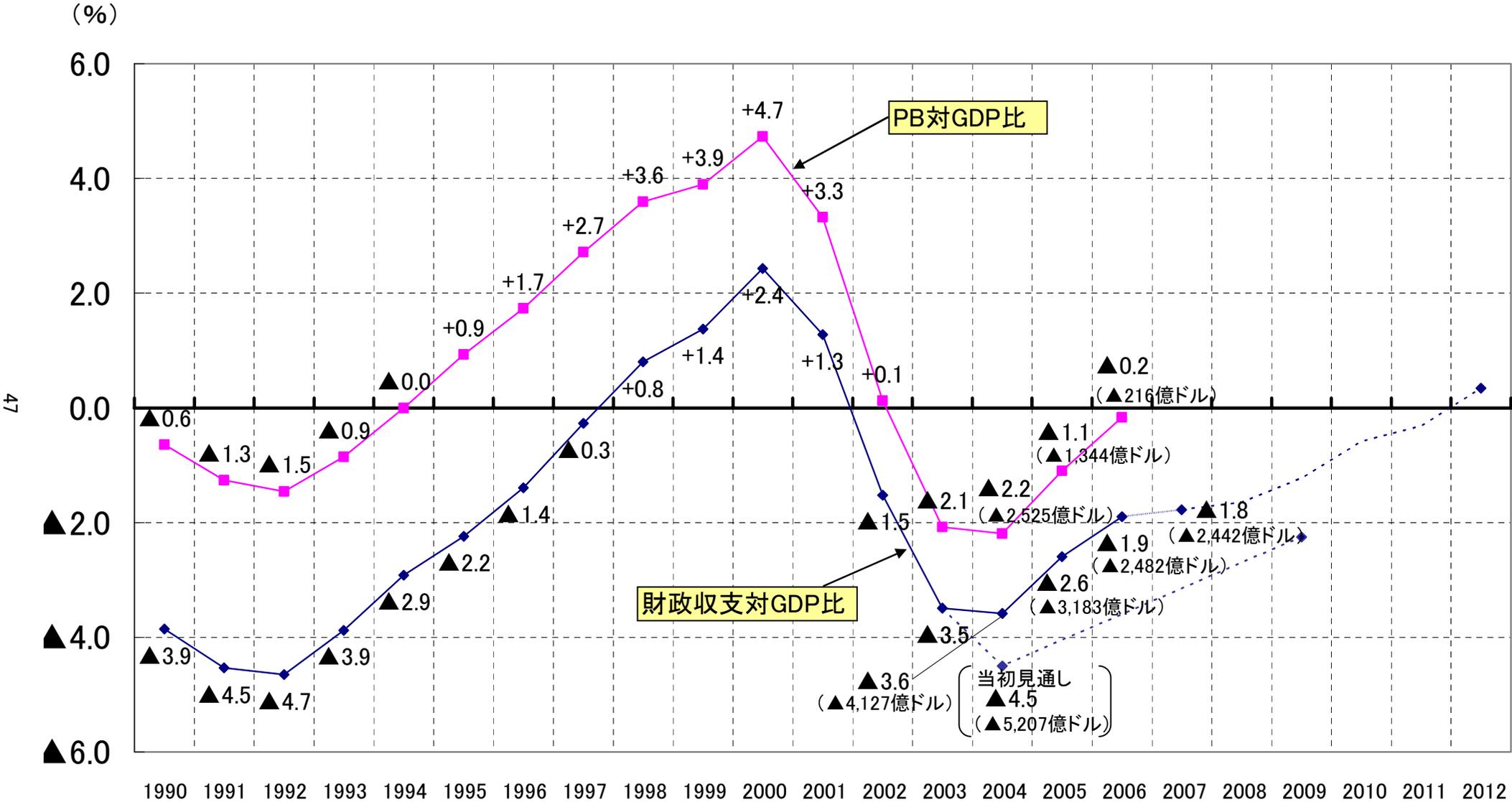


資 料

米国（連邦政府）のプライマリー・バランスと財政収支（GDP比）の推移



(出典) 2008年度大統領予算教書(2007年2月発表)等

(注) 財政収支は、プライマリー・バランスに純利払費(国債の総利払から政府内の信託資金が受取る額等を差し引いた額)を加えたもの。

財政健全化目標について

1. 我が国の財政健全化目標

時間軸	目 標
第Ⅱ期 (2007年度～ 2010年代初頭)	① 2011年度には国・地方合計のプライマリー・バランスを確実に黒字化する。 ② 国のプライマリー・バランスについても、できる限り均衡を回復させることを目指す。 (国・地方合計のPB▲0.6% (▲3.1兆円)、国のPB▲1.7% (▲9.0兆円)、地方のPB+1.1% (+5.9兆円))
第Ⅲ期 (2010年代初頭～ 2010年代半ば)	① 2010年代半ばにかけて、国・地方の債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。 ② 国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

2. 諸外国の財政健全化目標

	フロー	ストック
米 国	○2012年度までに連邦政府の財政収支均衡 《⇒ 国債残高の増加ゼロに相当》 (日本の場合：一般会計▲14.1兆円)	—
E U	①中期的な財政運営目標： 財政収支 (SNAベース) の均衡又は黒字 (フランスは2010年度、イタリアは2011年度を目標) 《⇒ 国・地方合計の債務残高の増加ゼロに相当》 (日本の場合：国・地方合計▲12.4兆円 (GDP比▲2.4%)) ②「過剰財政赤字」の是正手続き適用基準： 財政収支 (SNAベース) 対GDP比▲3%	○「過剰財政赤字」の是正手続き適用基準： 債務残高対GDP比60% (日本の現状：国・地方合計148%)
イギリス	○「ゴールデン・ルール」：借入れを投資目的に限定 《⇒ 「特例公債脱却」に相当》 (日本の一般会計の場合：▲20.2兆円)	○「サステナビリティ・ルール」： 公的部門の純債務残高対GDP比40%以下

平成19年度予算（一般会計）

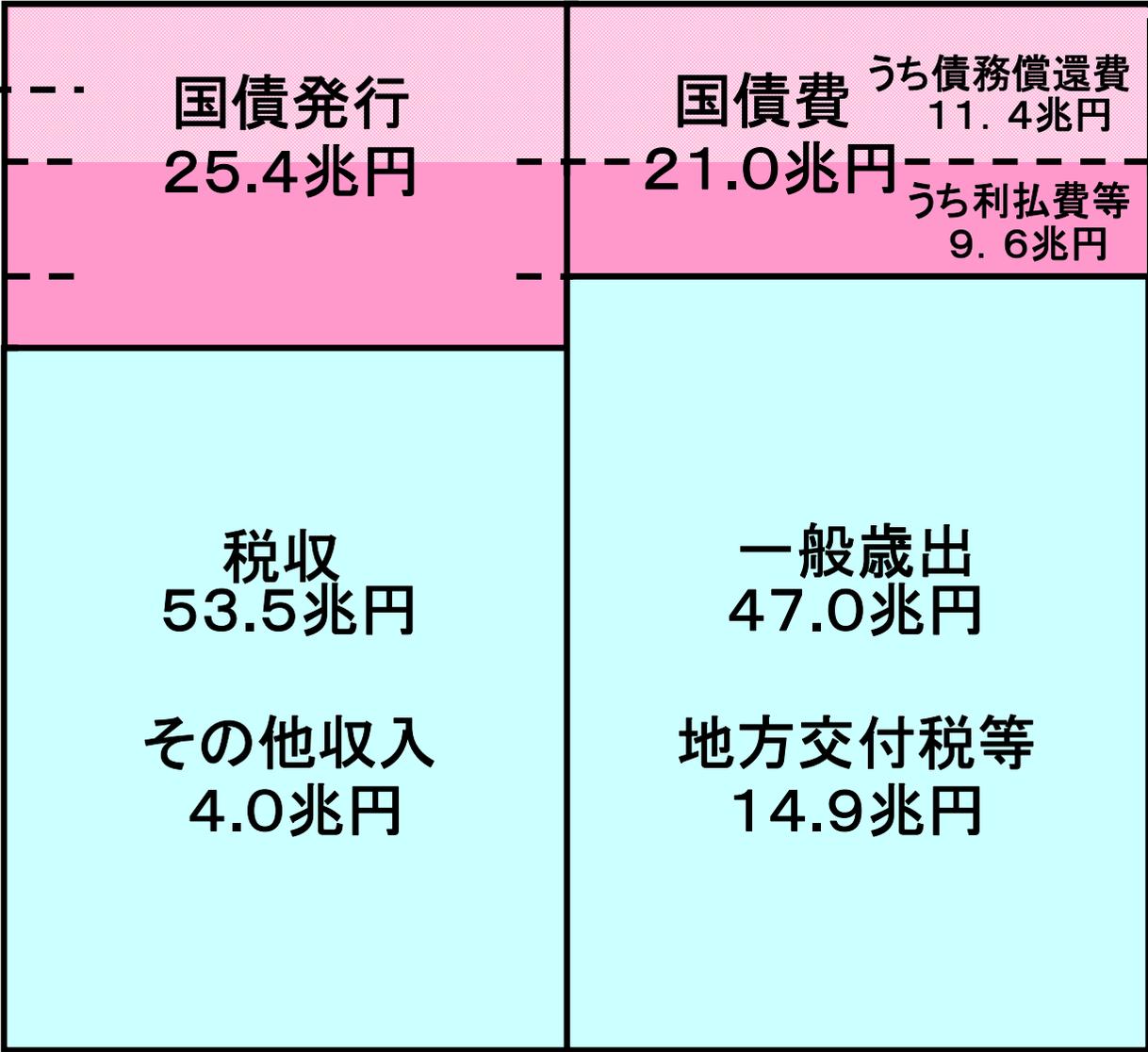
歳入

歳出

特例公債脱却
▲20.2兆円

財政収支
(PB+利払費)
▲14.1兆円

プライマリー・バランス
(PB)
▲4.4兆円



残高一定

今後5年間の歳出改革の概要

	2006年度	2011年度	2011年度	削減額	備 考
		自然体	改革後の姿		
社会保障	31.1 兆円	39.9 兆円	38.3 兆円程度	▲1.6 兆円程度	
人件費	30.1 兆円	35.0 兆円	32.4 兆円程度	▲2.6 兆円程度	
公共投資	18.8 兆円	21.7 兆円	16.1～17.8 兆円程度	▲5.6～▲3.9 兆円程度	公共事業関係費 ▲3%～▲1% 地方単独事業(投資的経費) ▲3%～▲1%
その他分野	27.3 兆円	31.6 兆円	27.1～28.3 兆円程度	▲4.5～▲3.3 兆円程度	科学技術振興費 +1.1%～経済成長の範囲内 ODA ▲4%～▲2%
合計	107.3 兆円	128.2 兆円	113.9～116.8 兆円程度	▲14.3～▲11.4 兆円程度	
	要対応額 : 16.5 兆円程度				

(注1)上記金額は、特記なき場合国・地方合計(SNAベース)。

(注2)備考欄は、各経費の削減額に相当する国の一般歳出の主な経費の伸び率(対前年度比名目年率)等及び地方単独事業(地財計画ベース)の名目での削減率を示す。

「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日財政制度等審議会)のポイント

1. 財務書類の一層の活用について

(1) 国民に対するわかりやすい説明

- 財務書類の公表に際し、様々な媒体を通じて、わかりやすい説明に努めるべき。

(2) 財政活動の効率化・適正化のための財務書類の活用

- マクロ面:「国の財務書類」における情報を活用。
- ミクロ面:予算書・決算書を見直して政策評価との連携を強化するための検討作業の成果を踏まえ、「省庁別財務書類」におけるコスト情報の開示方法等について、今後、ワーキンググループにおいて検討。

(3) 財務書類の作成・公表の早期化

- 新たなシステムを導入するか否かについて、東京都の事例も参考にしつつ、コストとメリットを検討すべき。

2. 特別会計に関する情報開示の在り方について

- 一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明するための新たな予算参考書類を作成。
- 全特別会計について、法律の規定に基づき、企業会計

の考え方を活用した財務書類を作成。

- 特別会計の一定の財務情報について、容易にアクセスできる方法による開示を義務づけ。

3. 地方における取組みとの連携について

- 国と地方の財務書類について、できる限りの整合性が図られた上で、地方における財務書類作成の一層の普及が進められることを期待。

4. 国際的な公会計に関する基準との関係について

- 今後とも公会計の基準の議論に際し、「国際公会計基準(IPSAS)」を参考にしていくことが適当。
- 「国民経済計算(SNA)」や「政府財政統計(GFS)」といったマクロ統計の基準とIPSASとの調和を図るための国際的な検討の状況を注視すべき。

5. その他

- 公的年金に係る負債計上の在り方について、ワーキンググループにおいて再度検討。

過去の「建議」における主な指摘事項（医療関係）について

○ 高齢者の患者負担の見直し

- ・ 低所得者には適切な配慮を行いつつ、70歳以上の高齢者の自己負担率を他の世代の負担率と統一していく

○ 保険免責制の導入

- ・ 一定金額までの保険免責制の導入

○ 食費・ホテルコストの取扱いの見直し

- ・ 療養病床はもとより一般病床に入院する者についても、食費・居住費について原則自己負担化

○ 高額療養費の見直し

- ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し

○ 先発品の保険給付の見直し

- ・ 後発品が存在する先発品について、公的医療保険給付は後発品の薬価の水準までとし、後発品との差額は自己負担とする仕組みの導入

○ 市販類似薬の保険給付の見直し

- ・ 市販薬と類似の医薬品（非処方せん薬）を公的医療保険給付の対象外化

諸外国の医療費自己負担

【高齢者の自己負担】

- 日本では、高齢者の一部負担を若者に比べ軽減。
- フランスやドイツでは、年齢に関わりなく、同一の自己負担。

【免責制類似の制度】

- フランスでは、外来医療費について、3割負担に加えて、診療1回当たり1ユーロ（149円）を負担（2004年～）。
- アメリカ（65歳以上の老人等を対象としたメディケア）では、外来医療費について、年間124ドル（約1.5万円）までは全額患者負担、それを超える部分は2割負担。

諸外国の薬剤費負担

【薬剤費の負担割合】

- フランスでは、薬剤（外来）の内容によって負担割合を変更。
 - ・代替性のない重要薬 : 0% ・一般薬（白ラベル） : 35%
 - ・効果の低い薬（青ラベル） : 65% ・ビタミン剤等 : 100%
- アメリカ（65歳以上の老人等を対象としたメディケア）では、外来薬剤費は給付の対象外（なお、年間250ドル（約2.9万円）以上の薬剤費の一部を給付する任意加入のプランを新設）。
- スウェーデンでは、外来薬剤費のうち年間900クローナ（約1.4万円）以下については、全額患者負担。それ以上については、段階的に自己負担割合が低下（年間上限は1,800クローナ（約2.9万円））。

【先発品・後発品の取扱い】

- フランスでは、一部の医薬品（外来）の償還額はジェネリック薬を基に設定され、それを上回る部分については患者負担（2004年～）。
- ドイツでは、外来薬剤費の1割を患者が負担することとなっているが、これに加え、薬剤費が参照価格を超過する分についても患者が負担。

※為替レート: 日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(平成19(2007)年上期)」

財審建議（18年11月）における指摘のポイント（生活保護関連）

○ 生活扶助基準の水準

- ・ モラルハザードの防止、一般低所得世帯との公平性等の観点を踏まえた生活扶助基準の水準の見直し

○ 生活扶助基準の設定及び算定方法

- ・ 多人数世帯の生活扶助基準の適正化

○ 生活扶助基準の改定方式

- ・ 生活扶助基準額について、一般低所得世帯の消費実態との比較・検証の定期的な実施
- ・ 各定期的な検証の間における改定ルールの見直し

○ 各種加算

- ・ 就労支援策を講じつつ、母子加算を廃止
- ・ 児童養育加算の廃止を含む見直し
- ・ その他、加算全般にわたり、その必要性・合理性等について、ゼロベースで検証し、抜本的な見直しの実施

○ 級地

- ・ 大き過ぎるとされている級地間較差の見直し
- ・ 個々の自治体の級地区分の変更を含めた、級地制度全般の見直し

○ 資産・能力の活用

- ・ 居住用不動産を保有する場合におけるリバースモーゲージの優先適用
- ・ 保護の要否判定を行うにあたり、稼働能力を適正に判定するための仕組みの導入
- ・ 保護開始後も稼働能力や収入の状況等に対する評価・確認を随時実施

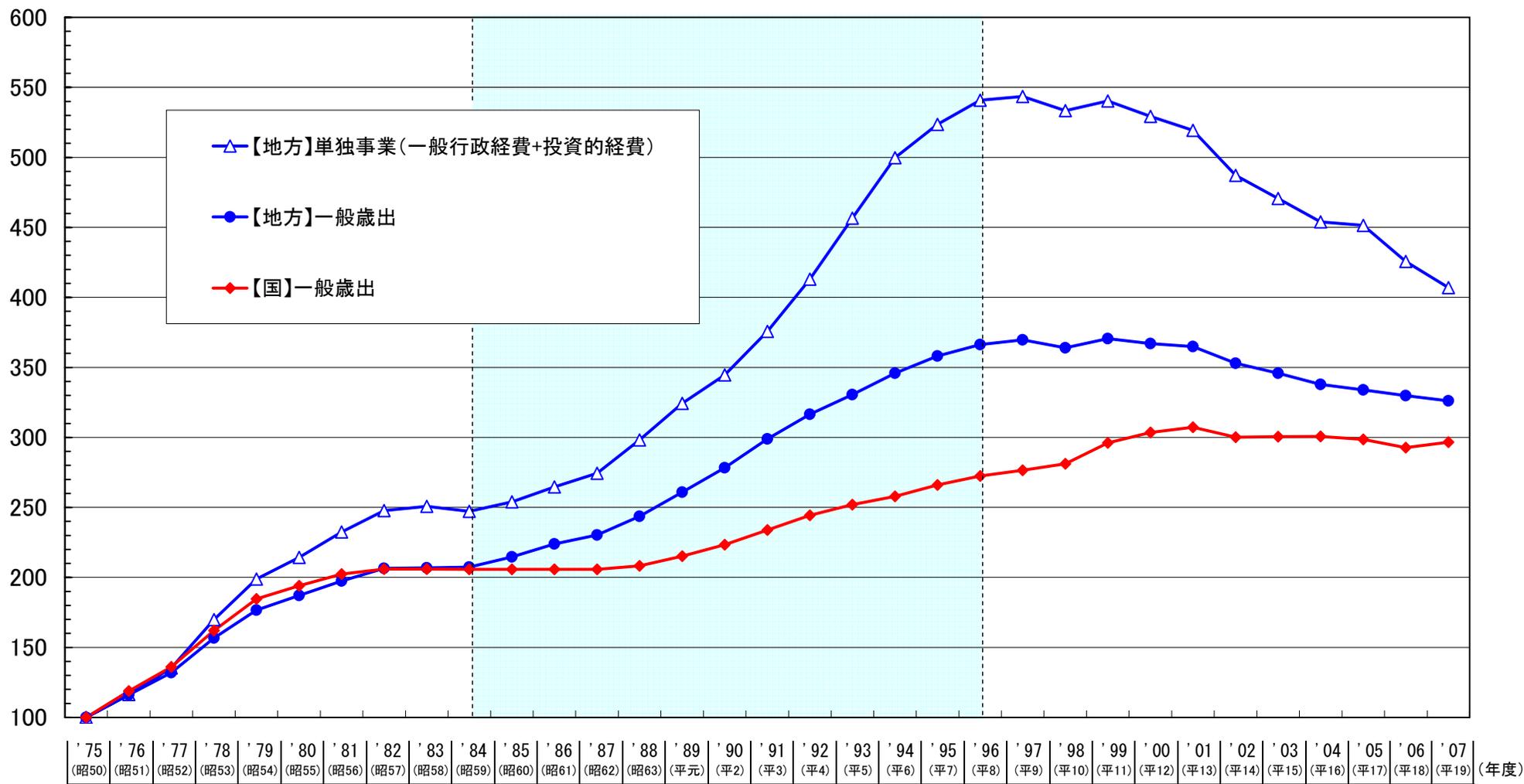
○ 保護からの早期脱却の促進

- ・ 早期の段階から自立・就労に向けた効果的な支援プログラムを適用
- ・ 効果的な支援プログラムの下でも被保護者の取組状況が十分とは言えない場合等は保護の停止又は廃止を行うことをルール化

○ 医療扶助の見直し

- ア) 社会的入院の解消等入院医療費の適正化
 - ・ 医療の必要性が必ずしも高くない長期入院患者（社会的入院患者）の退院・地域移行を促進し、社会的入院を解消（特に、被保護者に多い精神科入院）
- イ) 頻回受診の是正等外来医療費の適正化
 - ・ 福祉事務所等における指導の徹底
 - ・ 受診に際し、被保護者にも何らかのコスト意識を喚起させるような仕組みの導入

国と地方の一般歳出の伸び(1975(昭50)年度=100)(当初)



＜技能労務職員の給与水準の民間との比較＞
 （平成19年4月総務省公表値に基づく）

（万円）

	平均給与月額		(A)/(B)
	地方公務員(A)	民間給与（全国）(B) <small>〔「賃金構造基本統計調査」 〔厚生労働省）に基づく〕</small>	
清掃職員	42.0	30.0	1.40倍
平均年齢	46.5才	43.6才	
学校給食員	34.5	25.5	1.35倍
平均年齢	46.5才	41.9才	
バス運転手	49.0	31.6	1.55倍
平均年齢	46.9才	46.1才	

（参考）各職種における最大較差の具体例

（万円）

	平均給与月額		(A)/(B)
	公務員 (A)	民間給与（全国）(B) <small>〔「賃金構造基本統計調査」 〔厚生労働省）に基づく〕</small>	
神戸市清掃職員	52.0	30.0	1.73倍
沖縄県学校給食員	35.6	16.5	2.15倍
神戸市バス運転手	57.0	34.2	1.67倍

※上記数値はいずれも総務省HPより抜粋 <http://www.soumu.go.jp/iken/kyuyo.h.html>

「職務と責任(役職段階)」に基づくラスパイレス指数の試算結果

現在行われている学歴・経験年数(年齢階層)では不十分。職責による比較が必要。

	平均給料月額	① ラスパイレス指数 (公表値)	② 「職務と責任」に 基づいた ラスパイレス指数	平均年齢
札幌市	349,090	98.6	115.1	43.4
仙台市	357,891	100.7	118.3	42.6
さいたま市	357,701	101.9	116.9	42.8
横浜市	361,046	99.7	116.3	43.0
川崎市	360,920	101.5	114.5	42.3
千葉市	364,403	103.1	128.9	43.8
静岡市	361,847	104.0	-	42.8
名古屋市	361,956	100.0	120.7	43.4

	平均給料月額	① ラスパイレス指数 (公表値)	② 「職務と責任」に 基づいた ラスパイレス指数	平均年齢
京都市	351,209	100.1	-	42.0
大阪市	356,608	100.7	115.7	41.6
堺市	359,612	97.6	-	44.3
神戸市	373,481	98.8	116.3	45.1
広島市	367,237	97.6	110.3	45.3
北九州市	355,848	99.7	-	42.6
福岡市	363,492	100.7	118.0	42.9

上記団体の平均値 (算出されている団体分)	100.0	117.4
--------------------------	-------	-------

※1 各地方団体の平均給料月額及び平均年齢は、「平成18年職員給与等実態調査」(各人事委員会)による平成18年4月1日時点の一般行政職の値を示している。

※2 ①は、総務省および各地方団体が公表しているラスパイレス指数で、地方団体の一般行政職の給料額と国の行政俸給表(一)の適用職員の俸給額とを学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。平成18年4月1日時点の指数。

※3 ②は、「平成18年民間給与実態調査」(人事院及び各人事委員会)、「平成18年国家公務員給与等実態調査」(人事院)及び「平成18年職員給与等実態調査」(各人事委員会)に基づき、地方団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを役職段階別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

※4 ②の指数が記載されていない地方団体については、試算に必要なデータがHP上で確認できなかったため表記していない。

※5 ①及び②の指数は国と各自治体がそれぞれ設定している地域手当の支給率の影響を考慮したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)。

総務省「地方公務員給与実態調査」において公表されている地方公務員と
 国家公務員のラスパイレース比較
 —— 学歴・経験年数(年齢階層)による比較

学歴・経験年数(年齢階層)が同等の職員の給料水準を以下の方法で比較

国の職員数 (大卒)	国(行政職俸給表(一)) 平均俸給月額(大卒)	経験年数 (年齢階層)	比較の対象となる地方団体 平均給料月額(大卒)	国の職員数 (大卒)
1,839	178,019	1年未満	168,927	1,839
2,555	184,225	1年以上2年未満	179,718	2,555
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
2,677	455,606	30年以上35年未満	448,401	2,677
537	466,288	35年以上	458,977	537

(地方団体の給料) × (国の職員数)

(国の俸給) × (国の職員数)

分子、分母それぞれについて、同様の計算を全ての学歴別に行い合計値を算出

「職務と責任(役職段階)」に応じた地方公務員と国家公務員のラスパイレス比較(今回の試算)

国の職員数	国(行政職俸給表(一)) 平均俸給月額	「職務と責任(役職段階)」 民間企業(企業規模500人以上) の役職を基準	比較の対象となる地方団体 平均給料月額	国の職員数
15,715	178,256	係員	205,072	15,715
27,210	227,168	主任	319,464	27,210
.
.
.
5,191	475,980	課長	476,930	5,191
1,466	552,123	部次長・部長・支店長	549,820	1,466

×

×

(地方団体の給料) × (国の職員数)

(国の俸給) × (国の職員数)

「職務と責任(役職段階)」に基づく国と地方団体の俸給表・給料表の具体的比較方法

「民間給与実態調査(人事院)」

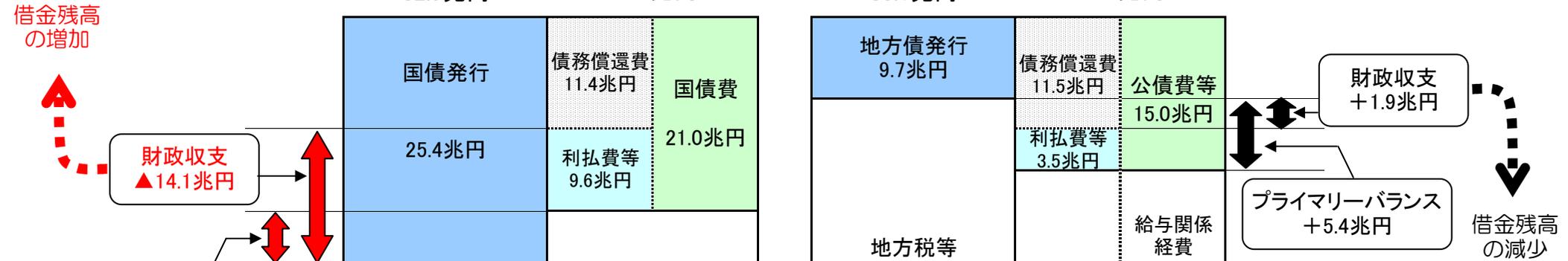
「民間給与実態調査(各人事委員会)」

(A) 国(行政職俸給表(一)) 「平成18年民間給与実態調査」(人事院) で示されている(B)に対応する職務の級	(B) 「職務と責任(役職段階)」 民間企業(企業規模500人以上)の役職	(C) (例)横浜市行政職給料表 「平成18年民間給与実態調査」(横浜市人事委員会) で示されている(B)に対応する職務の級
1級	係員	1・2級
2級	主任	3・4級
3・4級	係長 <small>(課長又は課長代理に直属し直属の部下を有する者)</small>	5級
5・6級	課長代理 <small>(課長の職務代行者又は部下に係長、部下4人以上を有する者)</small>	6級
7・8級	課長 <small>(2係以上又は構成員10人以上の課の長)</small>	7級
9・10級	部次長 <small>(部長の職務代行者)</small>	8級
	部長 <small>(2課以上又は構成員20人以上の部の長)</small>	9級
	支店長 <small>(構成員50人以上の支店(社)の長)</small>	10級

国と横浜市の職務の級の対応関係

(A) 国(行(一))	(C) 横浜市(行政職)
1級	1・2級
2級	3・4級
3・4級	5級
5・6級	6級
7・8級	7級
9・10級	8・9・10級

国の予算と地方財政計画(2007(平19)年度ベース)



＜国(一般会計)＞

歳入	歳出	
82.9兆円	11.4兆円	71.5兆円
国債発行	債務償還費	国債費
25.4兆円	11.4兆円	21.0兆円
	利払費等	
	9.6兆円	
一般歳出	47.0兆円	
地方交付税等	14.9兆円	
その他 4.0兆円		
税金	53.5兆円	

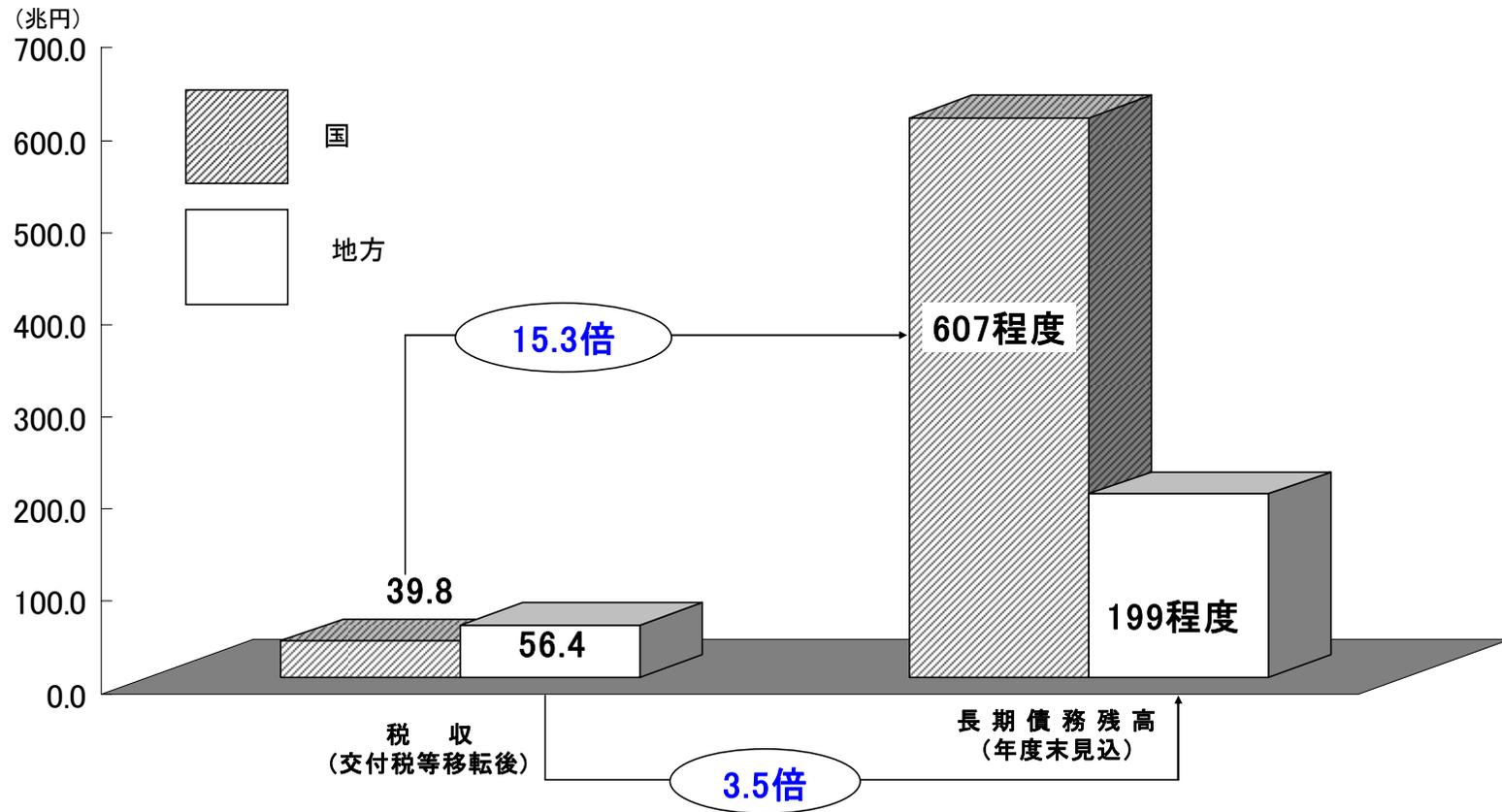
＜地方財政計画＞

歳入	歳出	
83.1兆円	11.5兆円	71.6兆円
地方債発行	債務償還費	公債費等
9.7兆円	11.5兆円	15.0兆円
	利払費等	
	3.5兆円	
給与関係経費	22.5兆円	
一般歳出	65.7兆円	
直轄・補助	17.9兆円	
(一般行政・投資的経費)		
単独事業	22.5兆円	
地方税等	41.1兆円	
地方交付税等	15.5兆円	
国庫支出金	10.2兆円	
その他 6.7兆円	2.4兆円	

公債依存度 30.7%

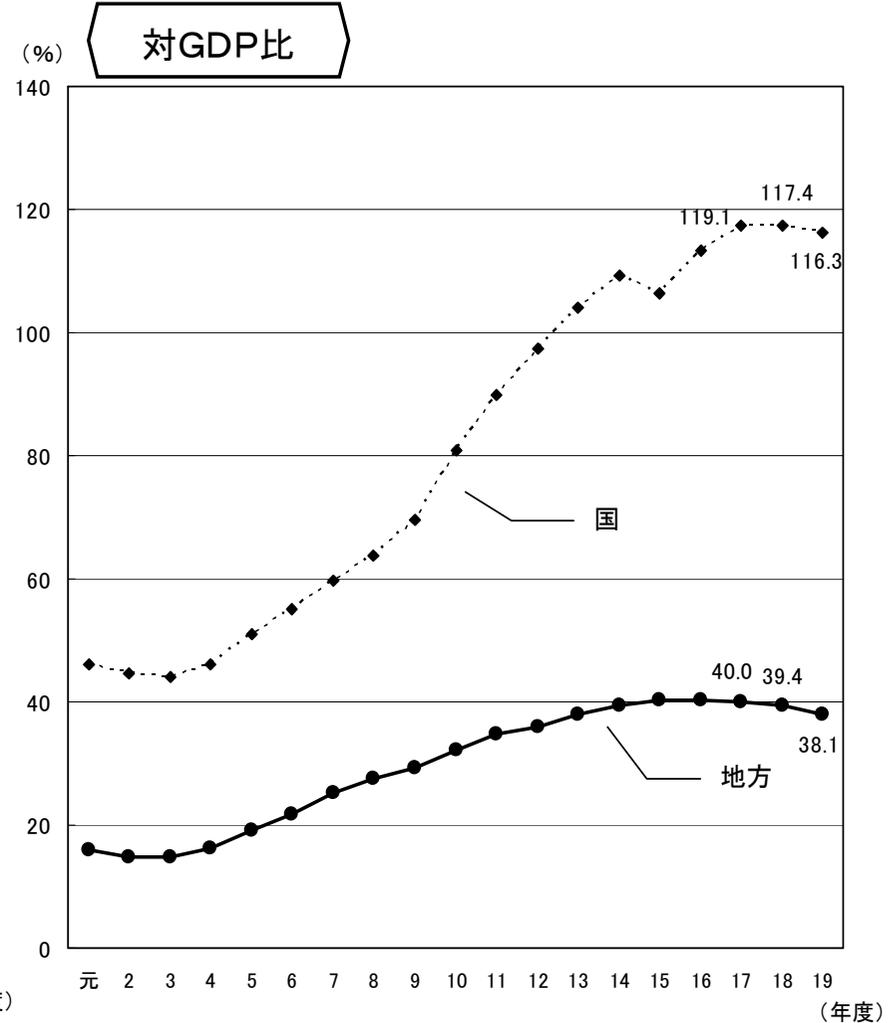
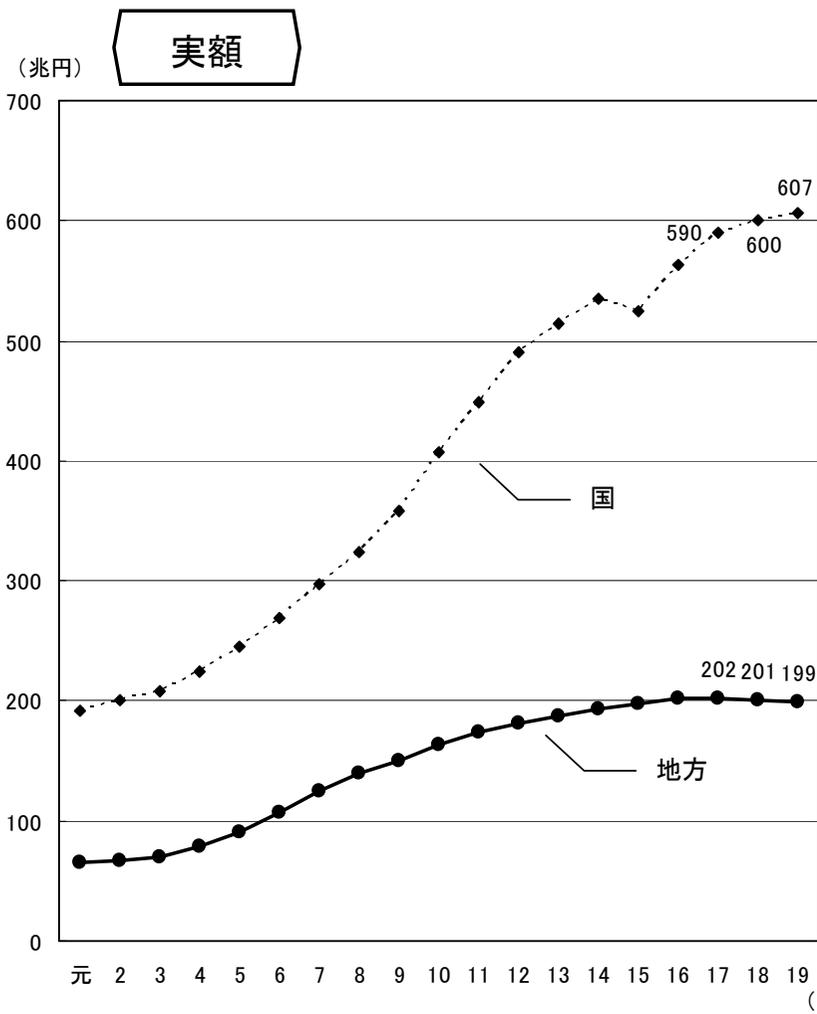
11.6%

国と地方の債務残高と税収の比率 (2007年度末見込み)



- (注) 1. 国税収は特会諸税を含む
 2. 地方税収は、地方財政計画ベースの見込額+地方財政計画外税収
 3. 交付税等移転後税収は、地方交付税法定率分及び地方譲与税を国から地方へ移転した後の計数

国と地方の長期債務残高の推移



(注) 1. 平成17年度までは決算額、18年度は補正後予算額、19年度は予算額である。
 2. GDPは、18年度は実績見込み、19年度は政府見通し。

東京都 23 区の子育て等に関する上乗せ施策の例(各区 HP 等より)

児童手当の上乗せ : 5区(千代田、中央、新宿、品川、江戸川)で実施

	対 象	支 給 月 額	所得制限
国 の 制 度	小学校 6 年生(12 歳以下)まで	第 1 子、第 2 子:5,000 円 第 3 子以降:10,000 円 (※ 0 歳から 3 歳未満:一律 10,000 円)	有
千 代 田 区	妊娠 15 週目以降 ～高校 3 年生(18 歳以下)まで	国の制度に同じ (※ 妊娠期間中は一律 5,000 円)	無
中 央、新 宿 区	中学校 3 年生(15 歳以下)まで	国の制度に同じ	有
品 川 区	国の制度に同じ	国の制度に同じ	無
江 戸 川 区	1 歳未満の乳児	国の制度とは別途一律 13,000 円 (認証保育所等に乳児を預けていない人 等)	有

子供の医療費無料化 : 23区全てで実施(所得制限無し)

国の医療保険制度	0 歳～3 歳まで 2 割負担、3 歳以上 3 割負担
22区(板橋区以外)	15 歳まで(※)自己負担無し
板橋区	12 歳まで自己負担無し

※ 通院の場合は、江戸川区は 12 歳まで、江東区は 9 歳まで、足立区は 6 歳まで。

2007(平成19)年2月28日(水) 読売新聞(朝刊)35面
 「検証の仕組みなし 23区行政委員高額報酬」より抜粋

教育委員会と選管委員会の月額報酬と開催状況

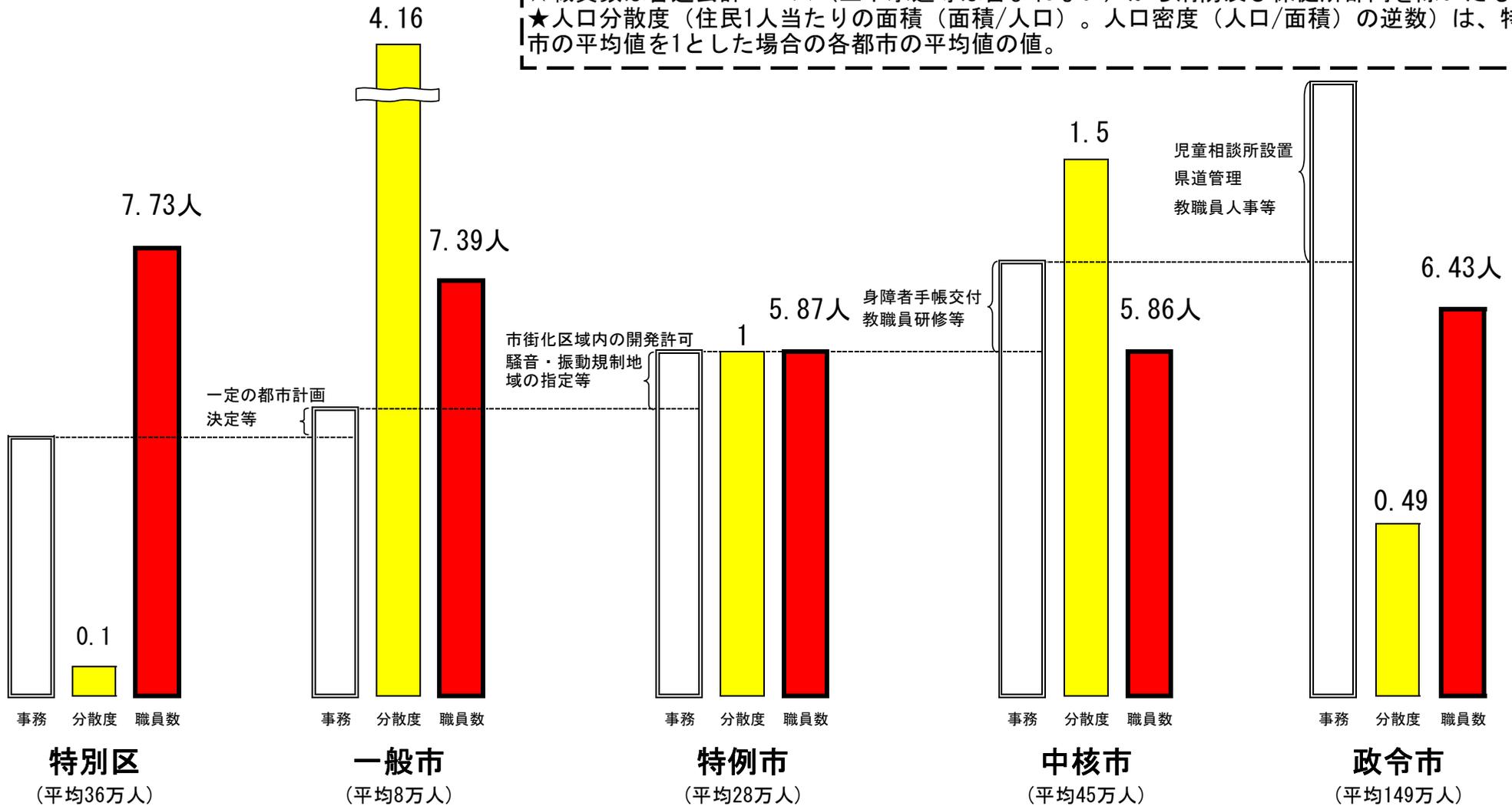
自治体名	教育委員	教育 委員会 開催数	選挙管理 委員	選挙管理 委員会 開催数
千代田区	250000	2.1	250000	3.0
中央区	246000	1.3	246000	1.8
港区	246000	2.1	246000	2.4
新宿区	249000	1.8	249000	2.1
文京区	230900	1.7	230900	3.2
台東区	229800	1.5	229800	2.8
墨田区	238000	2.3	238000	2.1
江東区	233000	1.8	233000	2.3
品川区	238000	2.2	238000	2.5
目黒区	227000	3.8	227000	4.7
大田区	247000	1.6	247000	2.6
世田谷区	244000	2.1	244000	3.4
渋谷区	267000	2.9	267000	2.3
中野区	294000	2.0	255000	3.3
杉並区	242000	2.0	242000	3.7
豊島区	234000	2.1	234000	3.8
北区	275000	1.7	275000	1.5
荒川区	240000	1.3	240000	2.9
板橋区	249000	2.0	249000	2.6
練馬区	247000	2.9	247000	3.2
足立区	235000	1.2	235000	2.4
葛飾区	223000	2.1	223000	2.7
江戸川区	253000	2.3	220000	3.3
八王子市	118000	1.8	67000	1.1
立川市	123000	2.2	70000	1.6
武蔵野市	138000	1.3	67200	2.2
三鷹市	115500	1.4	70500	1.8
青梅市	122000	1.4	62000	1.7
府中市	123000	1.2	75000	1.5
昭島市	118000	1.1	78500	2.1
調布市	125700	2.0	70500	1.8
町田市	121000	1.3	74000	2.2
小金井市	115000	1.2	67000	1.8
小平市	110000	1.1	70000	1.7
日野市	146000	1.0	69500	2.5
東村山市	89600	1.4	44300	1.8
国分寺市	95000	1.5	64000	2.1
国立市	102000	1.3	59000	1.5
福生市	75000	1.1	45000	1.8
狛江市	84800	1.1	49100	1.9
東大和市	82200	1.2	46900	1.9
清瀬市	85000	1.1	55000	1.7
東久留米市	103500	1.1	53500	1.3
武蔵村山市	84000	1.2	51500	1.8
多摩市	101300	1.1	59000	1.8
稲城市	75000	1.2	45000	1.8
羽村市	79000	1.1	42000	1.8
あきる野市	75000	1.2	44500	2.0
西東京市	93000	1.3	53700	1.7

(月額報酬の単位は円、委員会開催数は05年度の月平均)

基礎的自治体の「事務量及び人口分散度」と「人口1000人あたり職員数」の比較

前提

- ★職員数は普通会計ベース（上下水道等は含まれない）から消防及び保健所部門を除いたもの。
- ★人口分散度（住民1人当たりの面積（面積/人口）。人口密度（人口/面積）の逆数）は、特例市の平均値を1とした場合の各都市の平均値の値。



(出典)

- ・ 職員数：総務省「平成18年地方公共団体定員管理調査結果」（2006（平18）年4月1日現在）
- ・ 人口：総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（2006（平18）年3月31日現在）」
- ・ 面積：総務省「平成18年版全国市町村要覧」

各国の財政調整制度の概要

		日本	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
税収の中央：地方比		57：43	94：6	82：18	51：49	55：45
(実額：中央/地方)		55兆円/41兆円	3,205億ポンド/202億ポンド	3,744億ユーロ/796億ユーロ	2,324億ユーロ/2,234億ユーロ	5,090億クローナ/4,198億クローナ
一人当たり税収 (最大/最小)		3.2倍	1.5倍	1.8倍	2.2倍 [5.4倍]	1.4倍
財政調整規模	垂直調整額	17.0兆円	349億ポンド	371億ユーロ	26億ユーロ	552億クローナ
	対中央政府支出比	21.0%	7.0%	9.2%	0.8%	6.4%
	中央政府支出	80.8兆円	5,006億ポンド	4,044億ユーロ	3,247億ユーロ	8,671億クローナ
	水平調整額	—	—	—	182億ユーロ	115億クローナ
	対地方政府支出比	—	—	—	4.0%	1.7%
	地方政府支出	72.9兆円	1,603億ポンド	1,875億ユーロ	4,500億ユーロ	6,617億クローナ
GDP (2005) (円換算値)		501兆円	1兆2,245億ポンド (245兆円)	1兆7,100億ユーロ (234兆円)	2兆2,410億ユーロ (307兆円)	2兆6,705億クローナ (39兆円)

(注1) 税収の中央：地方比は、日本以外はOECD Revenue Statistics (2004年の計数) から作成(ドイツの州税は便宜上地方税として整理。なお、国税として整理した場合の比率は88：12)。日本は2007年度予算ベース。

(注2) 各国の一人当たり税収(最大/最小)の値の算定方法は以下の通り(〈〉内は比較対象となる団体)。

日本：2005年度決算(超過課税分除く)による比較<都道府県>、イギリス：2006年度歳入援助交付金算定時に用いられた課税ベースによる比較<カウンティ及びロンドン市>、フランス：2006年度予算の不動産税及び職業税の課税ベースによる比較<レジオン(職業税のデータのないコルシカを除く)>、ドイツ：2005年の付加価値税配分前の税収による比較<旧西独州。〔〕内は旧東独州を含む全州>、スウェーデン：2006年度の平衡交付金算定時に用いられた課税ベースによる比較<カウンティ>。

(注3) 各国の財政調整額は2005年度の計数。対象とした財政調整制度等は以下による。

日本(2005年度決算)：地方交付税、イギリス(財務省資料)：歳入援助交付金、フランス(内務省資料)：経常費総合交付金、ドイツ(財務省資料)：垂直調整額は連邦補充交付金(特別需要交付金との合計は146億ユーロ[中央政府支出比4.5%])、水平調整額は付加価値税の州間配分額(補足的配分部分)に州間調整交付金額を加えた額、スウェーデン(地方政府連合会資料)：垂直調整額は平衡交付金、水平調整額は歳入平衡負担金と費用平衡負担金の合計。

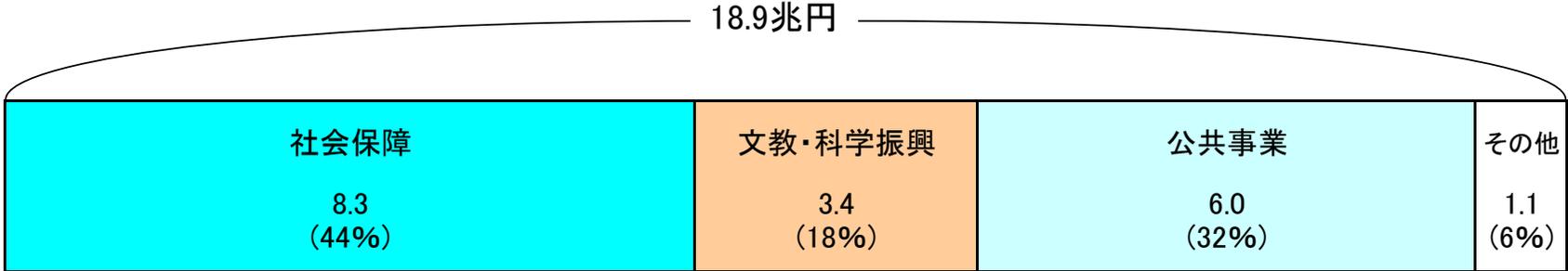
(注4) 中央政府支出及び地方政府支出はNational Account vol4 2006による一般政府内の移転支出を含む2005年の計数(日本は内閣府「平成17年度国民経済計算確報」による2005年度の計数)。

(注5) 日本の中央政府支出は道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響を除外した値。

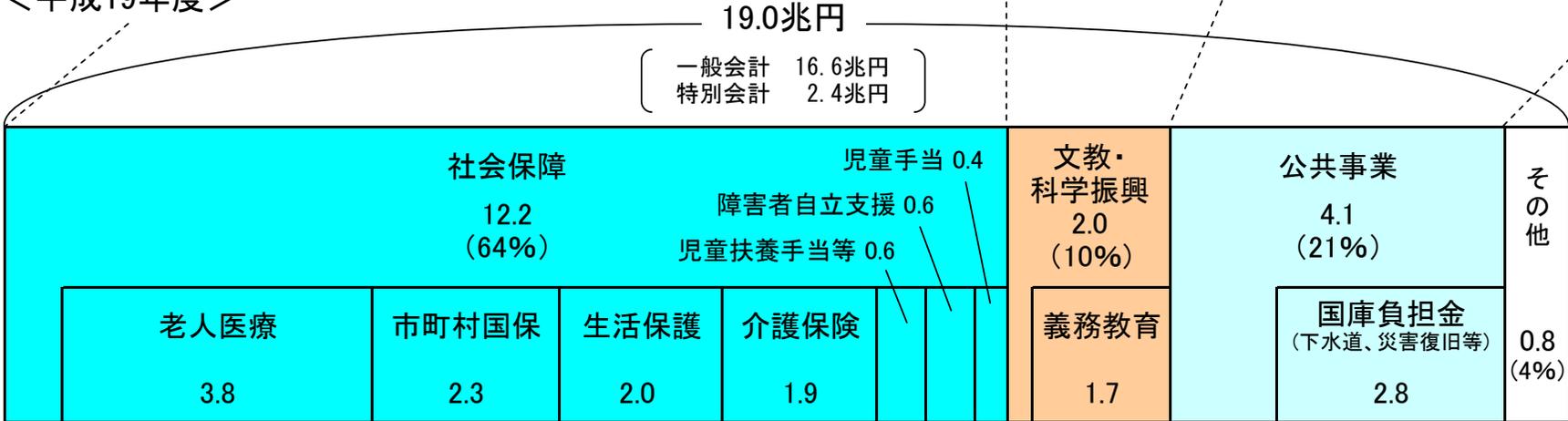
(注6) GDPの円換算値は2005年の対円レート(ポンド：200.17円、ユーロ：136.9円、クローナ：14.753円)による。

地方向け補助金・負担金の全体像

<平成9年度>

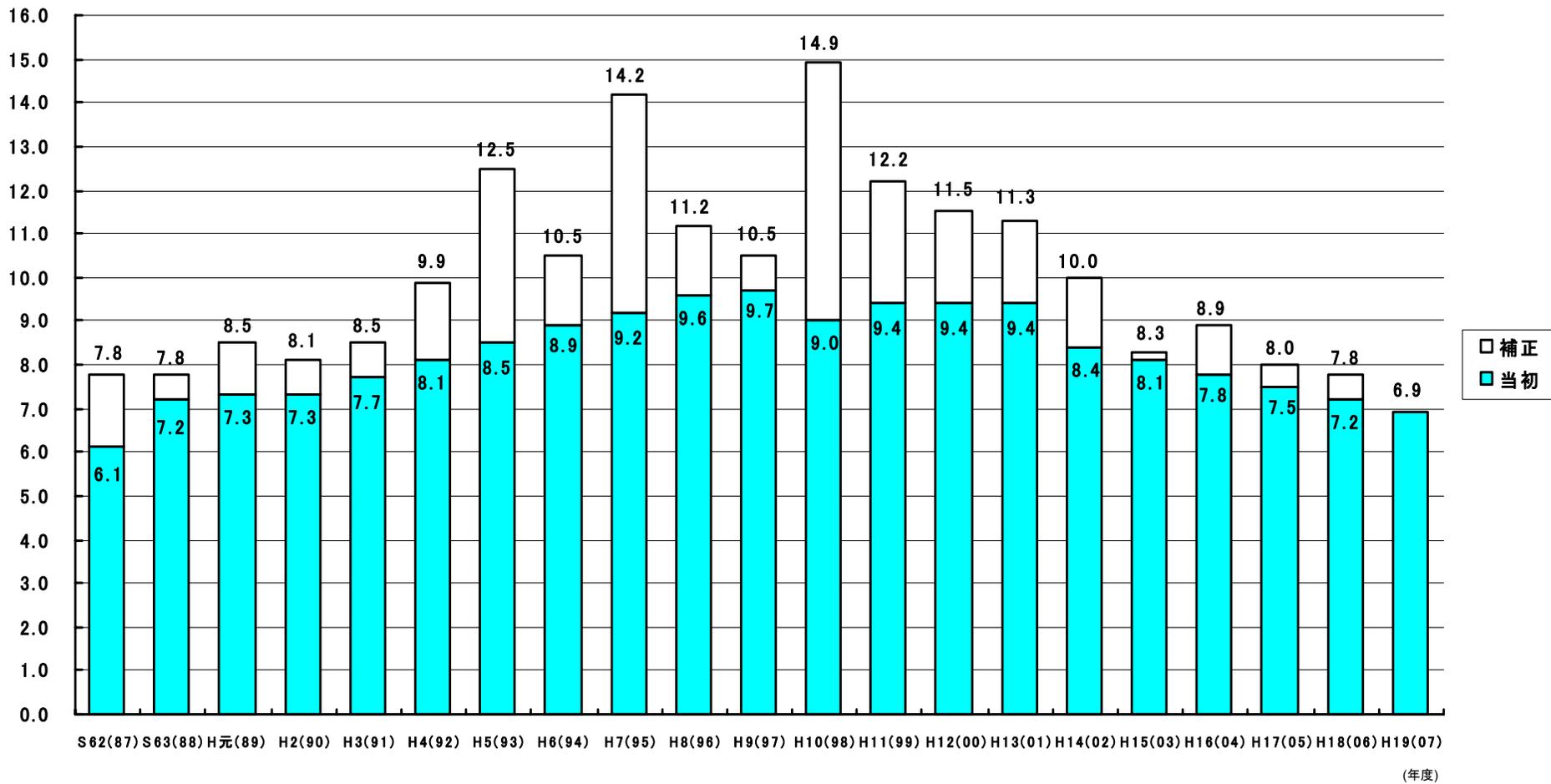


<平成19年度>



公共事業関係費の推移

(兆円)



※NTT-Aを除く

入札契約制度改革

国土交通省作成資料

地方公共団体の入札契約制度改革の推進

- ・総務省とも連携しつつ、地方の改革を強力に推進
→昨年末、**公共工事入札契約適正化法に基づく要請**

【都道府県の平成19年度の実施状況】

- ・一般競争方式の拡大
約7割強の都道府県が昨年度より対象範囲を拡大
- ・総合評価方式の拡充
約8割の都道府県が今年度の実施目標を新たに設定

地方公共団体の入札契約適正化・支援方策

- 総合評価方式の普及・拡大のため、地方公共団体においても導入しやすいより簡易な総合評価方式の活用を推進
- 発注者の体制・能力の補完等のため、多様な発注方式の活用、発注者支援を推進
- 一般競争方式の拡大に対応した競争環境整備のため、適切な入札参加条件等の設定を推進

政府全体の取組

「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」

(H18. 2. 23 関係省庁連絡会議とりまとめ)

◆公共工事等の入札契約の改善

- ・一般競争方式の拡大
2億円以上は基本的に一般競争方式に移行(2億円未満もできる限り導入)
- ・総合評価方式の拡充
実施目標値の設定(国交省 8割(平成18年度、金額ベース)→9割(H19年度))
- ・入札ポンドの導入・拡大
国交省では、H19年度、全地方整備局で7.2億円(WTO協定上の基準額)以上の全ての工事に適用拡大

➡ フォローアップを実施し、各府省の取組を推進

国土交通省直轄の入札談合防止への取組

- ・政府全体の**公共工事等の入札契約の改善**の取組に加え、**今般の水門談合事件**を受けた対策をとりまとめ。

入札談合の防止について(H19. 3. 8)

○コンプライアンスの徹底

- ・職員の意識改革、内部通報制度の整備
- ・OB等からの不当な働きかけの記録・報告・公表
- ・**関与職員に係る処分基準の明確化、損害賠償の請求**

○競争性・透明性の向上のための入札方式の改善等

- ・一般競争方式の対象範囲の拡大
2億円以上(現行)→6,000万円(H20年度中)
※金額ベースで**約9割**に相当
※当該金額未満の工事でも積極的に試行

- ・多様な発注方式の採用
設計・施工一括発注方式、CM方式等の導入・活用

○ペナルティの強化

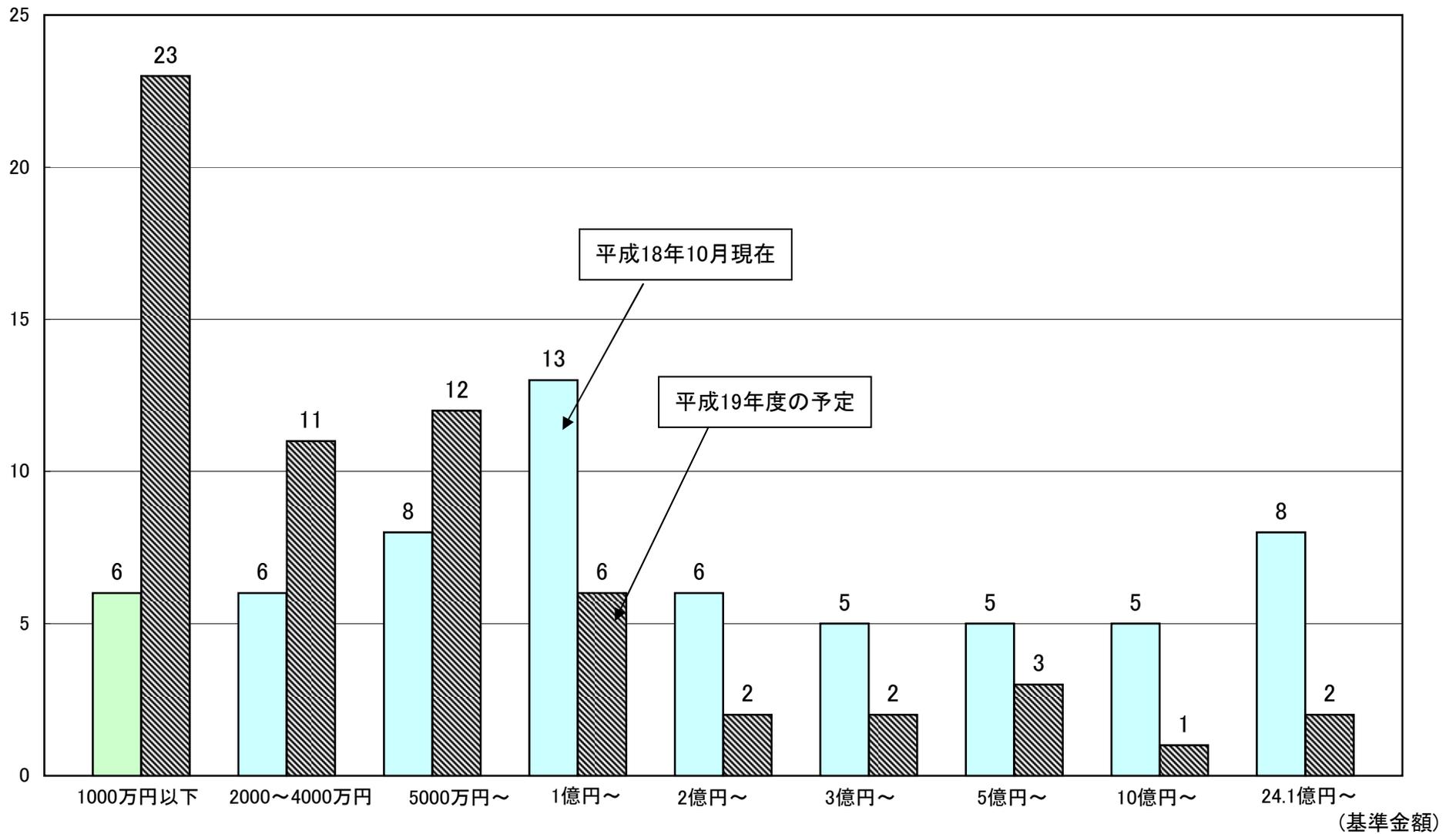
- ・建設業法の営業停止処分の強化
- ・指名停止措置の強化

○再就職の見直し

- ・自粛措置の対象拡大

(団体数)

地方公共団体における一般競争入札を適用する工事金額の基準 (都道府県および政令指定都市)



各国の公教育支出について

GDPに占める公教育支出の割合(2003年)

日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ合衆国
3.7%	5.4%	5.9%	4.7%	5.7%

GDPに占める一般政府総支出の割合(2003年)

日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ合衆国
34.2%	43.4%	53.6%	48.4%	36.7%

⇒ そもそも日本は政府の規模が小さい

一般政府総支出に占める公教育支出の割合(2003年)

日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ合衆国
10.7%	11.9%	11.0%	9.7%	15.2%

⇒ 教育予算の割合はヨーロッパ諸国並み。

一人当たり公教育費(初等中等教育(小中高))(2003年)

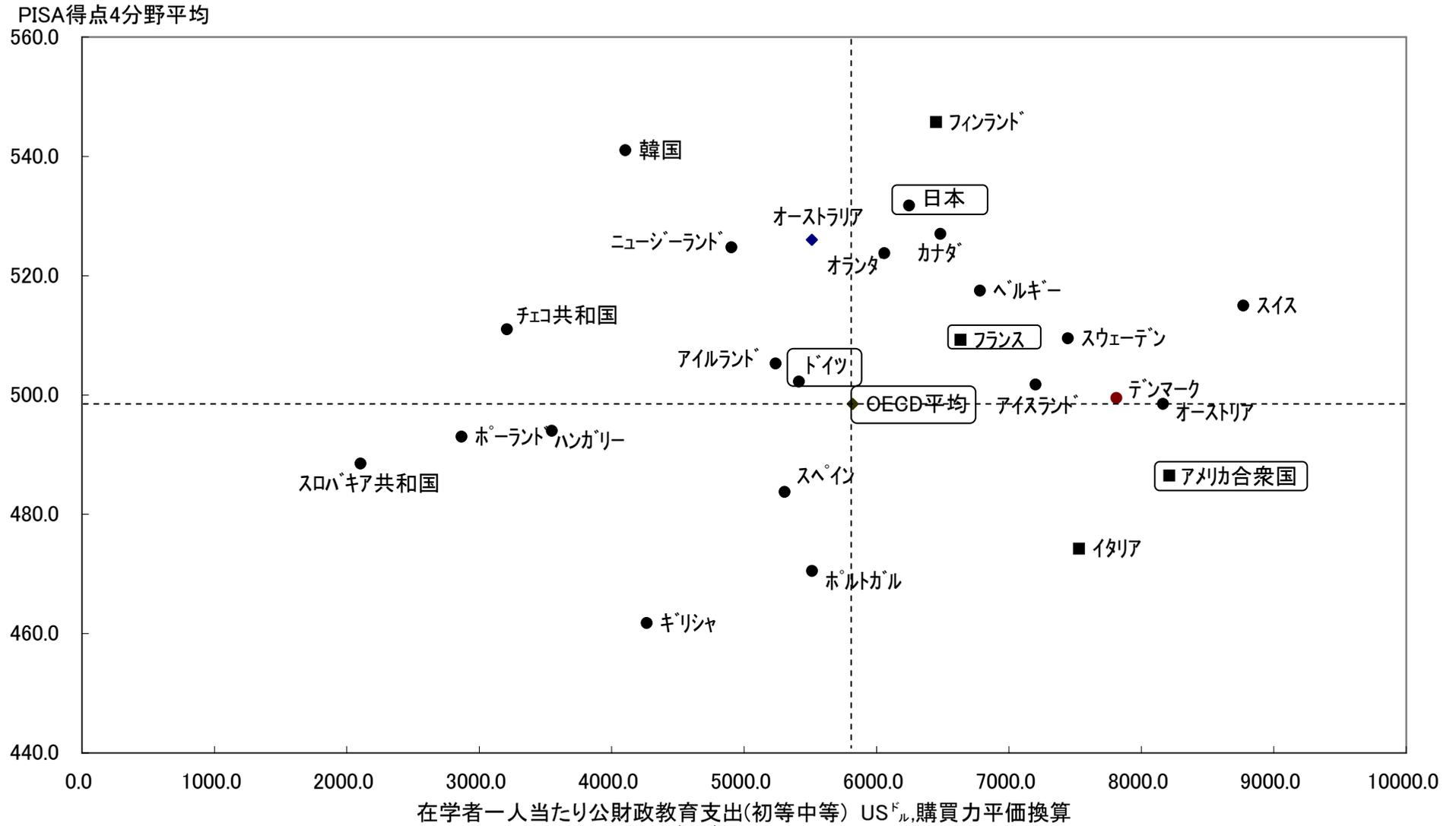
(購買力平価による米ドル換算額)

日本	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ合衆国
6,247	5,831	6,635	5,414	8,211

⇒ 一人当たりではG5中3位。OECD平均(5,820)を上回る。

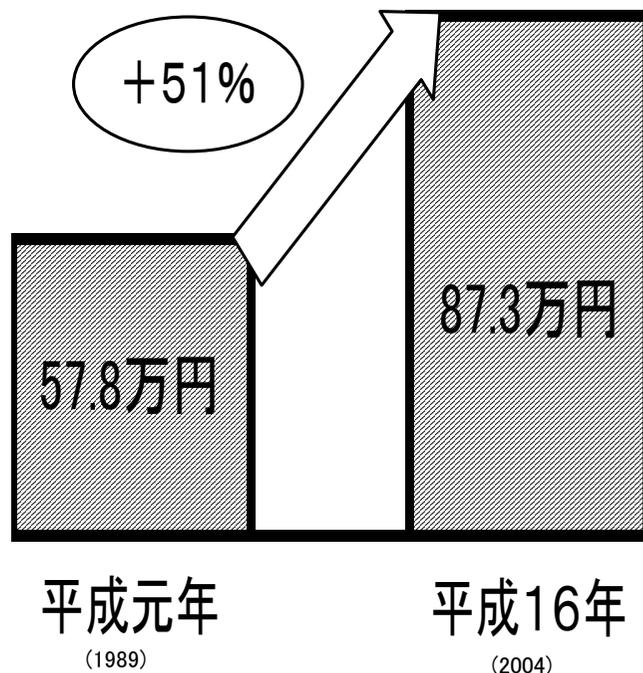
「在学者一人当たり公財政教育支出(初等中等)」と「PISA得点」の分布

73

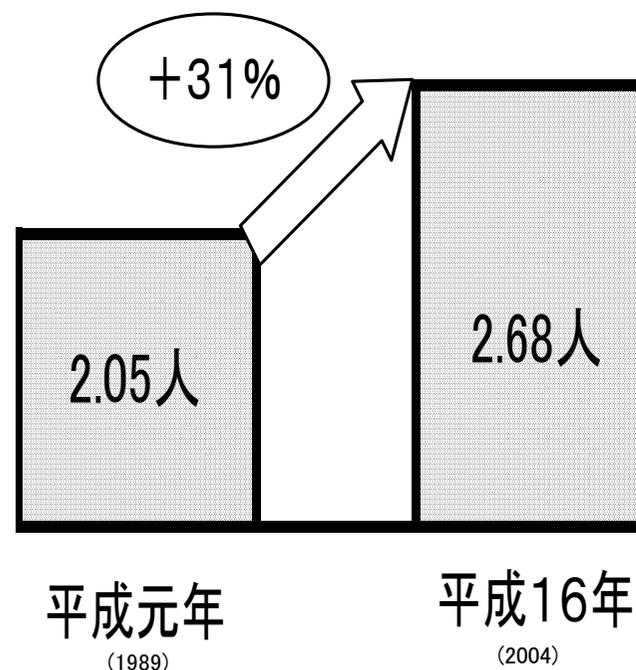


(注1)出典は、「図表でみる教育」(2006・OECD),教育指標の国際比較(平成19年版・文部科学省)
 (注2)PISA得点平均は、OECDの2003学習到達度調査の、数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシー、問題解決能力の平均点。

児童生徒1人当たり公教育費



児童生徒40人当たり教職員数



小中学校に対する公教育費支出の状況

	平成元年 (1989)	平成16年 (2004)	元年→16年 (1989)(2004)
児童生徒数(小中学校) (A)	1,488万人	1,048万人	△ 30%
公教育費(小中学校費) (B)	8.6兆円	9.1兆円	6%
児童生徒1人当たりの公教育費 (B)÷(A)	57.8万円	87.3万円	+ 51%

(注1) 公教育費とは、国・地方における小中学校の教職員給与費、施設整備費、その他学校運営に必要な経費を合計したもの

(注2) 平成17年度地方教育費調査(平成16会計年度)中間報告他文部科学省より
(2005) (2004)

小中学校に対する教職員数の状況

	平成元年 (1989)	平成16年 (2004)	元年→16年 (1989)(2004)
児童生徒数(小中学校) (A)	1,488万人	1,048万人	△ 30%
教職員定数 (C)	76.2万人	70.3万人	△ 8%
児童生徒40人当たり教職員数 (C)÷(A)	2.05人	2.68人	+ 31%

(注1) 児童生徒数は、平成16年学校基本調査より
(2004)

(注2) 教職員定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき算出した予算定員

公立小中学校規模の現状

1. 児童・生徒数等

	児童・生徒数	学校数	学級数	教員数	1校当たり 児童・生徒数	1校当たり 学級数	1学級当たり 児童・生徒数	1校当たり 教員数	教員一人当たり 児童生徒数
小学校	7,067,863人	22,253校	274,019学級	412,300人	317.6人	12.3学級	25.8人	18.5人	17.1人
中学校	3,320,772人	10,118校	110,646学級	232,968人	328.2人	10.9学級	30.0人	23.0人	14.3人

(注)平成18(2006)年度学校基本調査(学校数は、休校中の学校を除いている。)

2. 児童・生徒数と学校数の直近のピーク時との比較

☞ 児童生徒数の減少幅に比べ学校数は大きく変化していない。

		昭和56(1981)・61(1986)年	平成18(2006)年	増減率
小学校	児童数	11,819,002人	7,067,863人	△40%
	学校数	24,574校	22,253校	△9%
中学校	生徒数	5,885,843人	3,320,772人	△44%
	学校数	10,483校	10,118校	△3%

(注1)昭和56(1981)、昭和61(1986)、平成18(2006)年度学校基本調査(学校数は、休校中の学校を除いている。)

(注2)直近のピーク時は、小学校は昭和56(1981)年、中学校は昭和61(1986)年。

3. 学級数別学校数

☞ 小中学校共、標準規模に満たない学校が約半数を占めている。

	公立小学校		公立中学校	
	学校数	構成比	学校数	構成比
5学級以下	3,105校	14.0%	2,244校	22.2%
6～11学級	7,878校	35.4%	3,394校	33.5%
12～18学級	6,530校	29.3%	3,298校	32.6%
19学級以上	4,740校	21.3%	1,182校	11.7%

← 標準規模

(注1)平成18(2006)年度学校基本調査

(注2)標準規模:学校教育法施行規則第17条(第55条)

49.4%

55.7%

学校規模の最適化に関する調査(暫定版)
 ~19年度(2007年度)予算執行調査~

※集計中のため、計数は変更の可能性がある。

1. 調査対象

統合して17(2005)年4月に開校した全国の学校

公立小学校 161校(統合前 387校)

公立中学校 60校(統合前 140校)

2. 1校当たりの学級数

☞ 過少規模校が相当程度減少する成果が見られる。

(小学校)

(単位:校)

	統合前		統合時	
	校数	構成比	校数	構成比
① 5学級以下	(183)	50.1%	(16)	10.5%
② 6~11学級	149	40.8%	91	59.5%
③ 12~18学級	31	8.5%	40	26.1%
④ 19学級以上	2	0.5%	6	3.9%
合計	365	100.0%	153	100.0%
平均	5.5学級/1校		(9.0学級/1校)	
(参考 全国平均)			12.3学級/1校	

(中学校)

(単位:校)

	統合前		統合時	
	校数	構成比	校数	構成比
① 5学級以下	(80)	68.1%	(12)	23.5%
② 6~11学級	32	26.2%	25	49.0%
③ 12~18学級	6	4.3%	13	25.5%
④ 19学級以上	2	1.4%	1	2.0%
合計	120	100.0%	51	100.0%
平均	5.0学級/1校		(8.6学級/1校)	
(参考 全国平均)			10.9学級/1校	

← 標準規模

(注)データが不完全な学校を集計から除外していること等のため、調査対象学校数とは一致しない。

3. 1学級当たりの児童・生徒数

☞ 過少人数の学級が相当程度減少し、全国平均並みに改善されている。

(小学校)

(単位:学級)

	統合前		統合時	
	学級数	構成比	学級数	構成比
① 15人以下	(969)	47.5%	(174)	12.7%
② 15人超~20人以下	164	8.0%	124	9.0%
③ 20人超~25人以下	248	12.2%	240	17.5%
④ 25人超~30人以下	381	18.7%	404	29.4%
⑤ 30人超~35人以下	264	13.0%	427	31.1%
⑥ 35人超~40人以下	12	0.6%	0	0.0%
⑦ 40人超	0	0.0%	6	0.4%
合計	2,038	100.0%	1,375	100.0%
平均(人/学級)	17.6		(25.1)	
(参考 全国平均)			25.8人/1学級	

(中学校)

(単位:学級)

	統合前		統合時	
	学級数	構成比	学級数	構成比
① 15人以下	(111)	18.9%	(11)	2.5%
② 15人超~20人以下	42	7.1%	11	2.5%
③ 20人超~25人以下	96	16.3%	19	4.3%
④ 25人超~30人以下	85	14.5%	73	16.6%
⑤ 30人超~35人以下	184	31.3%	210	47.8%
⑥ 35人超~40人以下	70	11.9%	115	26.2%
⑦ 40人超	0	0.0%	0	0.0%
合計	588	100.0%	439	100.0%
平均(人/学級)	25.2		(31.8)	
(参考 全国平均)			30.0人/1学級	

4. 学校運営費

調査対象の合計で、人件費を中心に単年度約170億円の運営費が効率化されている。
 (児童・生徒一人当たりでは、小学校で約33万円、中学校で約25万円の効率化)

(小学校)

(単位:百万円)

		累計		
		統合前	18(2006)年度	増減
①	市区町村	5,645	3,569	△ 2,076
②	都道府県	19,401	12,355	△ 7,045
③	国	9,700	6,178	△ 3,523
	公費合計	34,746	22,103	△ 12,643
	うち人件費	32,143	20,181	△ 11,962
	うち管理費	2,603	1,922	△ 681
	児童一人当たり 運営費	約97万円	約64万円	約△33万円 (約△34%)

(中学校)

(単位:百万円)

		累計		
		統合前	18(2006)年度	増減
①	市区町村	2,241	-1,748	△ 493
②	都道府県	7,834	5,225	△ 2,609
③	国	3,917	2,612	△ 1,305
	公費合計	13,992	9,585	△ 4,407
	うち人件費	12,725	8,351	△ 4,374
	うち管理費	1,267	1,234	△ 33
	生徒一人当たり 運営費	約94万円	約69万円	約△25万円 (約△27%)

17,050百万円

5. アンケート結果

教育環境の向上に成果が見られ、規模が大きくなることによる様々なメリットから保護者も歓迎している。

統合して良かった点(設置者)

- a.適正規模での教育が可能となった 37.0%
- b.生徒の精神面、行動面へよい影響 21.5%
- c.予算面での効率化 16.5%
- d.地域の関心の高まり、連携強化 8.4%
- e.その他(施設、集団行動) 16.5%

統合の目的(設置者)

- a.規模適正化による教育環境向上 40.9%
- b.複式学級の解消 21.4%
- c.校舎の老朽化対策 14.8%
- d.市町村財政の悪化 3.5%
- e.その他(児童数減少等) 19.5%

教職員配置上の効果(設置者)

- a.少人数指導が可能となった 37.4%
- b.習熟度別授業が可能となった 13.0%
- c.生徒指導の充実 12.2%
- d.その他(教員組織の活性化など) 37.4%

学力の変化(設置者)

- a.良くなった 27.3%
- b.変わらない 46.7%
- c.悪くなった 1.2%
- d.わからない 24.8%

統合して良かったか(小学校・保護者)

- a.良かったと思う 66.1%
- b.変わらない 20.8%
- c.良かった思わない 13.1%

統合して良かった点(小学校・保護者)

- a.友達がたくさんできる 56.8%
- b.行事を大勢で行うことが可能 7.7%
- c.クラス替えが可能 8.2%
- d.勉強をやる気になっている 4.4%
- e.子供の刺激、活気、協調性など 4.8%
- f.施設・設備が良くなった 3.7%
- g.その他(親の交流等) 14.4%

○ 国立大学法人の分類

大規模大学（13大学）：学生収容定員1万人以上、学部等数概ね10学部以上の国立大学法人

北海道大学、東北大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、新潟大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、九州大学

理工系中心大学（13大学）：医科系学部を有さず、理工系学生数が文科系学生数の概ね2倍を上回る国立大学法人

室蘭工業大学、帯広畜産大学、北見工業大学、東京農工大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、長岡技術科学大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都工芸繊維大学、九州工業大学、鹿屋体育大学

文科系中心大学（8大学）：医科系学部を有さず、文科系学生数が理工系学生数の概ね2倍を上回る国立大学法人

小樽商科大学、福島大学、筑波技術大学、東京外語大学、東京芸術大学、一橋大学、滋賀大学、大阪外国語大学

医科系学部のみの大学（4大学）

旭川医科大学、東京医科歯科大学、浜松医科大学、滋賀医科大学

教育系学部のみの大学（11大学）

北海道教育大学、宮城教育大学、東京学芸大学、上越教育大学、愛知教育大学、京都教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学

大学院大学（4大学）

政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学

上記以外の大学（34大学）

弘前大学、岩手大学、秋田大学、山形大学、茨城大学、群馬大学、宇都宮大学、埼玉大学、お茶の水女子大学、横浜国立大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、三重大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学

格差給について

1. 趣旨

駐留軍等労働者（常勤）全員に適用される特殊な手当であり、米軍人等の指揮監督の下、在日米軍基地に勤務するという労働者の労働環境（言語、風俗、習慣等の異なる特殊な環境）を考慮して、国家公務員の俸給表を基礎として設定された基本給に対し、一律 10%の手当を上乗せして支給しているもの。

2. 創設の経緯

米軍占領当時は占領軍等の労働者は国家公務員であったが、昭和 22 年⁽¹⁹⁴⁷⁾、国家公務員の基本給より 10%増額とする給与改定を実施、以降国家公務員の水準を 10%上回る水準とする扱いが続けられた。

昭和 38 年⁽¹⁹⁶³⁾、職種間の給与体系のゆがみ是正等のために国家公務員の俸給表に対応させる形で駐留軍等労働者の俸給表が策定された際、国家公務員を上回る給与部分について、「格差給」が創設されたもの。

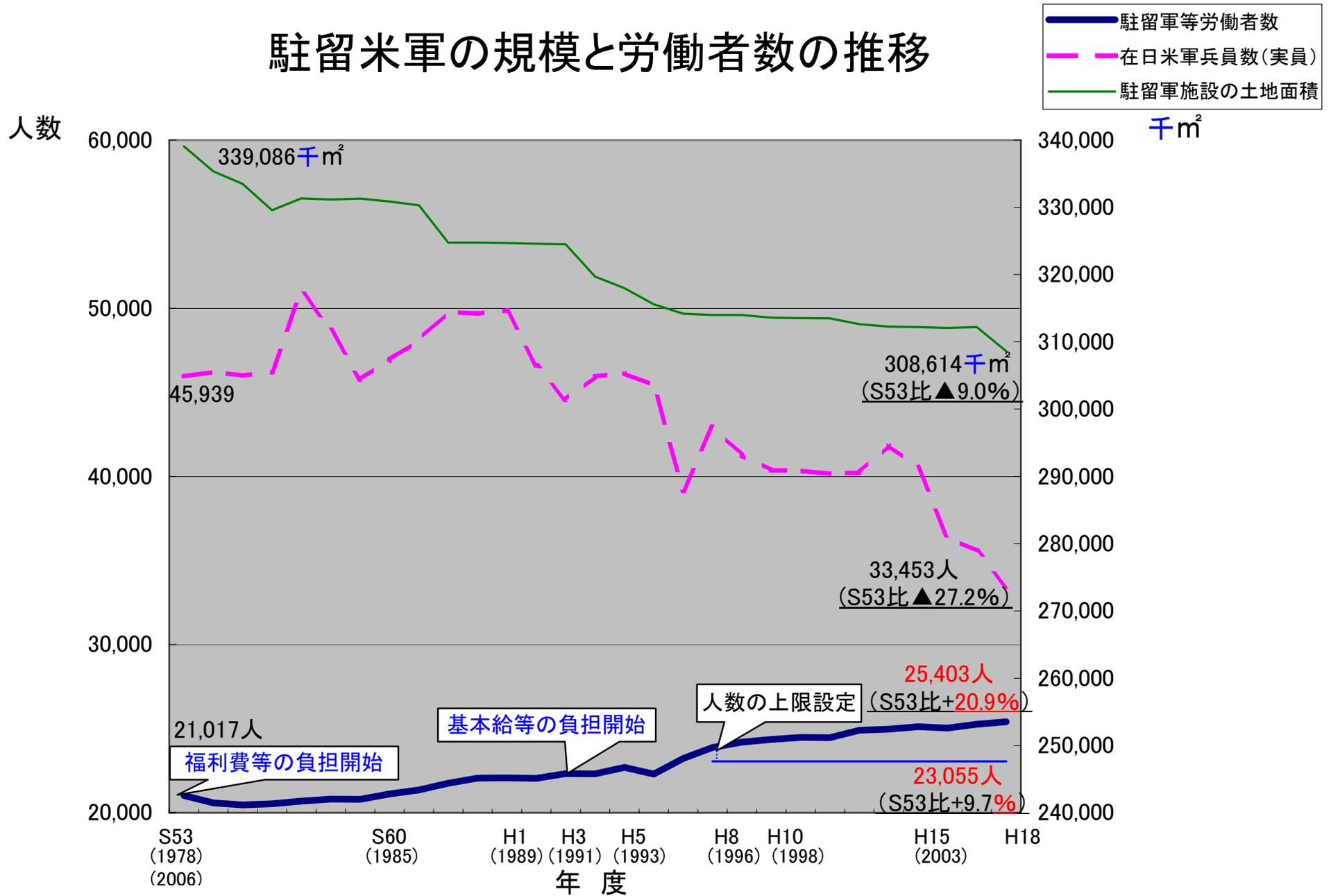
3. 日本側負担の経緯（昭. 54. 4. 26. 衆・内閣委 上原康助委員（社）質問への玉木政府委員答弁（抜粋）⁽¹⁹⁷⁹⁾）

「米側とすれば日本国内において雇用する場合の賃金の水準を、通常その地方におけるノーマルな賃金体系の中で雇用するのが当然であるという考え方をとりますと、その水準はやはり国家公務員並みの賃金を払って労働力を雇用するというのが穏当な線であろう。

そうすると、過去の団体交渉等から見まして、労働者に既得権としてそれを上回る給与を確保しておくわけですが、その分については当然に米側に支出を要求するというわけにもいきまい。そこに日本政府として雇用者の立場におきます負担をしようという考え方で、今回の公務員の水準を上回る部分については日本政府が負担するという考え方で予算の提案をし、御可決をいただいたという次第でございます。」

（注）「公務員の水準を上回る部分」としては、格差給のほか、「語学手当」「退職手当のうち国家公務員の水準を上回る部分」「格差給及び語学手当の他の諸手当への算入分」が掲げられ、昭和 54 年⁽¹⁹⁷⁹⁾から日本側負担とされた。

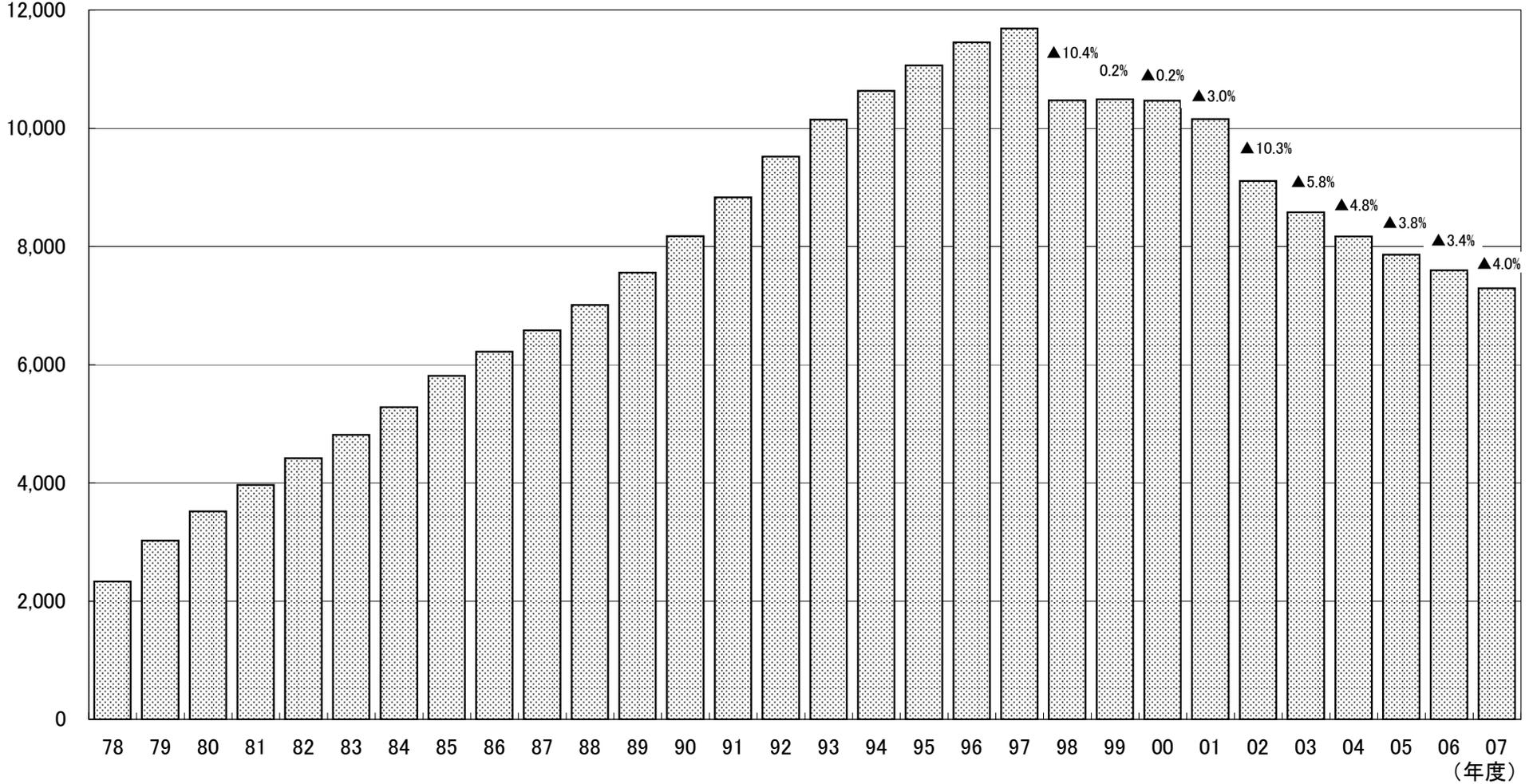
駐留米軍の規模と労働者数の推移



(注1) 人数の上限設定: 特別協定において、基本給等に係る日本側負担の人数の上限を23,055人に設定。
 (注2) 在日米軍兵員数(実員)は各年度の9月末時点、駐留米軍等労働者数については年度末(但し、平成18年度分については9月末)の数字。

一般会計ODA予算の推移

(億円)

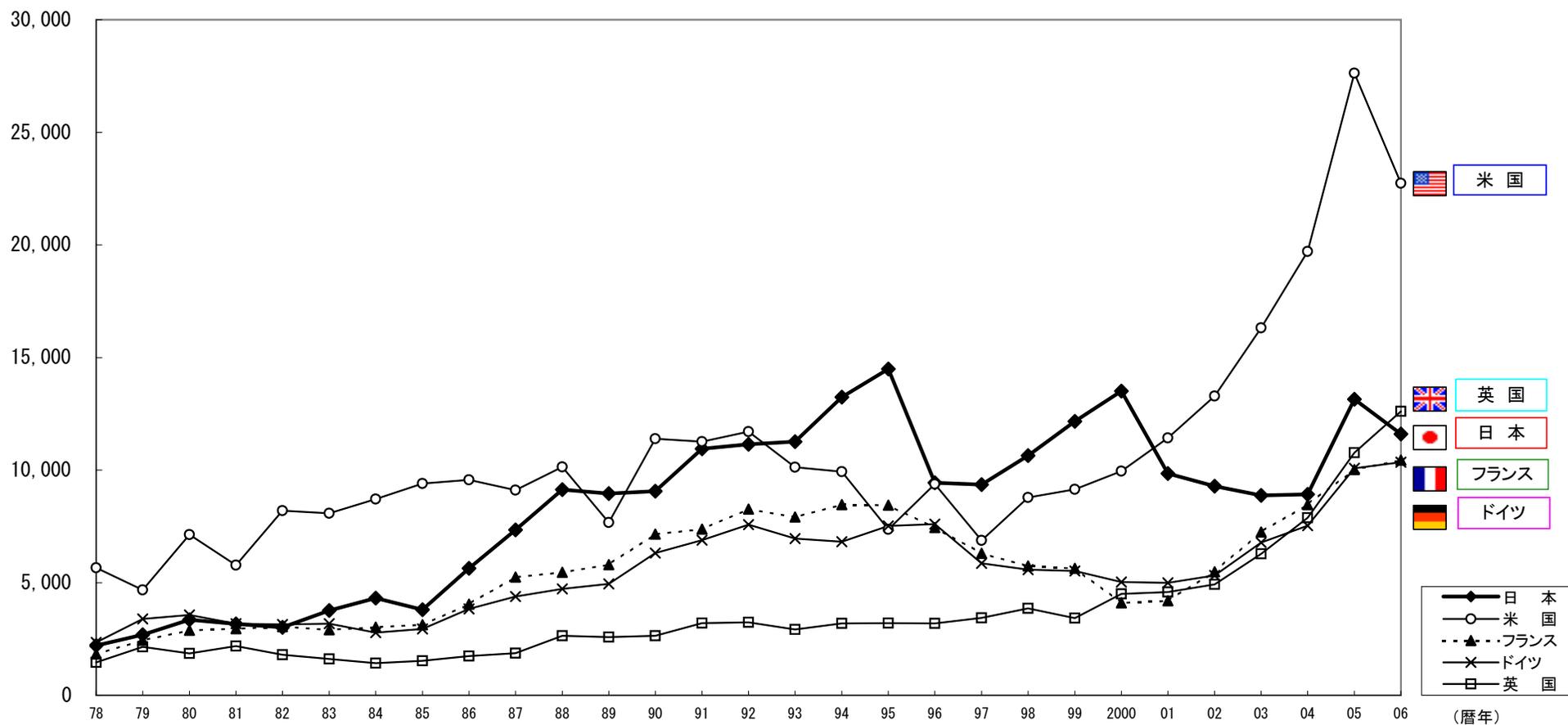


(単位: 億円)

年度	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07
予算額	2,332	3,022	3,516	3,965	4,417	4,813	5,281	5,810	6,220	6,580	7,010	7,557	8,175	8,831	9,522	10,144	10,634	11,061	11,452	11,687	10,473	10,489	10,466	10,152	9,106	8,578	8,169	7,862	7,597	7,293
対前年度増減額	484	690	494	449	452	396	468	529	410	360	430	547	618	656	691	622	490	427	390	235	▲1,214	16	▲23	▲314	▲1,046	▲529	▲409	▲307	▲265	▲304
伸率 (%)	26.2	29.6	16.3	12.7	11.4	8.9	9.7	10.0	7.0	5.8	6.5	7.8	8.2	8.0	7.8	6.5	4.8	4.0	3.5	2.1	▲10.4	0.2	▲0.2	▲3.0	▲10.3	▲5.8	▲4.8	▲3.8	▲3.4	▲4.0

主要国のODA実績(ネット)の推移

(百万ドル)



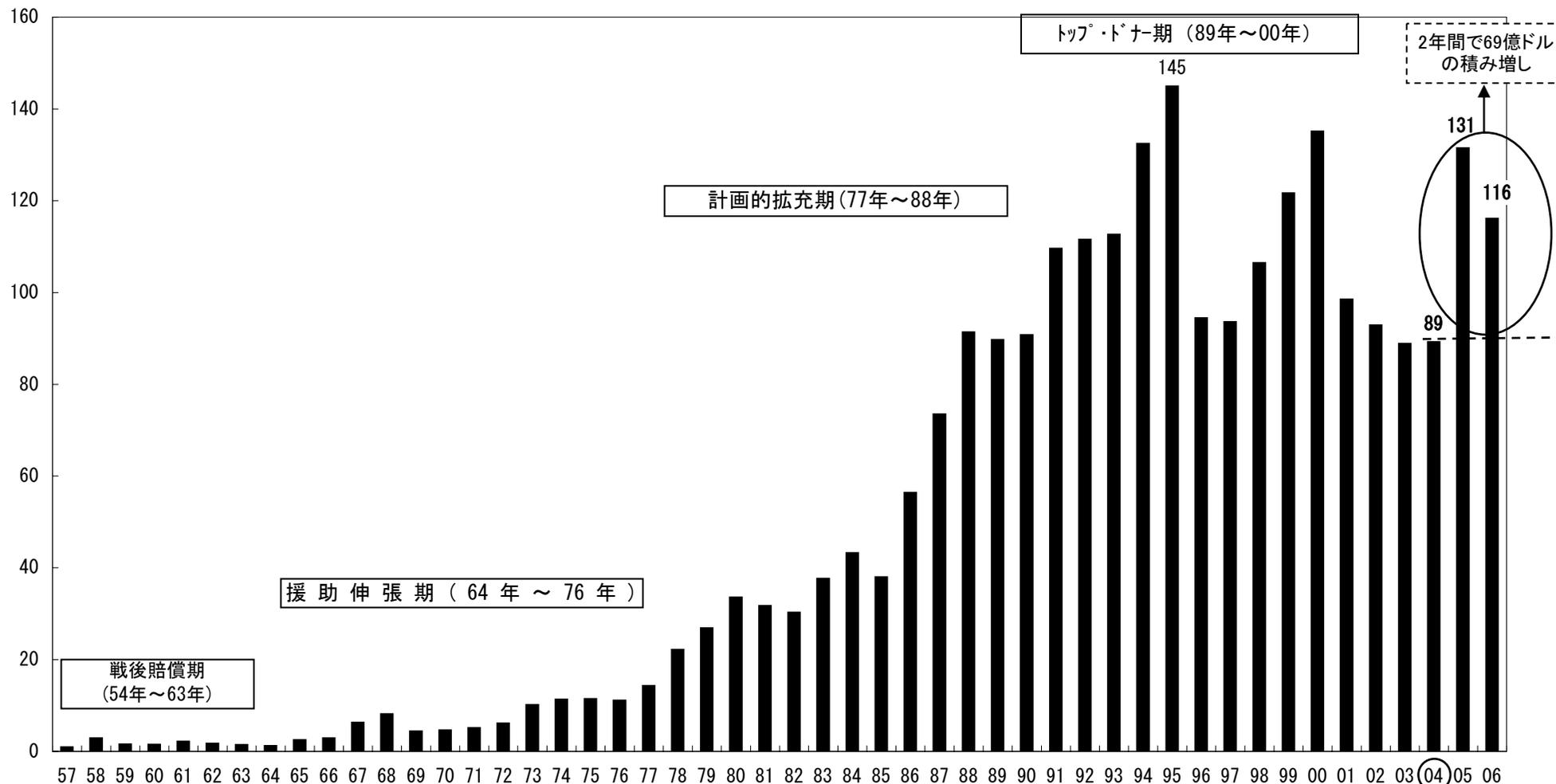
	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	2000	01	02	03	04	05	06
日本	2,215	2,685	3,353	3,171	3,023	3,761	4,319	3,797	5,634	7,342	9,134	8,965	9,069	10,952	11,151	11,259	13,239	14,489	9,439	9,358	10,640	12,163	13,508	9,847	9,283	8,880	8,922	13,147	11,608
米国	5,664	4,684	7,138	5,782	8,202	8,081	8,711	9,403	9,564	9,115	10,141	7,677	11,394	11,262	11,709	10,123	9,927	7,367	9,377	6,878	8,786	9,145	9,955	11,429	13,290	16,320	19,705	27,622	22,739
英国	1,465	2,157	1,854	2,192	1,800	1,610	1,430	1,530	1,737	1,871	2,645	2,587	2,638	3,201	3,243	2,920	3,197	3,202	3,199	3,433	3,864	3,426	4,501	4,579	4,924	6,282	7,883	10,767	12,607
フランス	1,835	2,440	2,889	2,964	3,050	2,909	3,026	3,134	4,042	5,250	5,463	5,802	7,163	7,386	8,270	7,915	8,466	8,443	7,451	6,307	5,742	5,639	4,105	4,198	5,486	7,253	8,473	10,026	10,448
ドイツ	2,347	3,393	3,567	3,181	3,152	3,176	2,782	2,942	3,832	4,391	4,731	4,948	6,320	6,890	7,583	6,954	6,818	7,524	7,601	5,857	5,581	5,515	5,030	4,990	5,324	6,784	7,534	10,082	10,351

注: 2006年については暫定値。

(出典: OECD資料、支出純額ベース)

我が国のODA実績（ネット）の推移

(億ドル)



注：東欧及びEBRD向けを除く。
 ：支出純額ベース。
 ：ODAの概念は、1969年DAC援助条件勧告において成立、それ以前は政府資金として整理。
 ：2006年については暫定値。

第1次中期目標

第2次中期目標

第3次中期目標

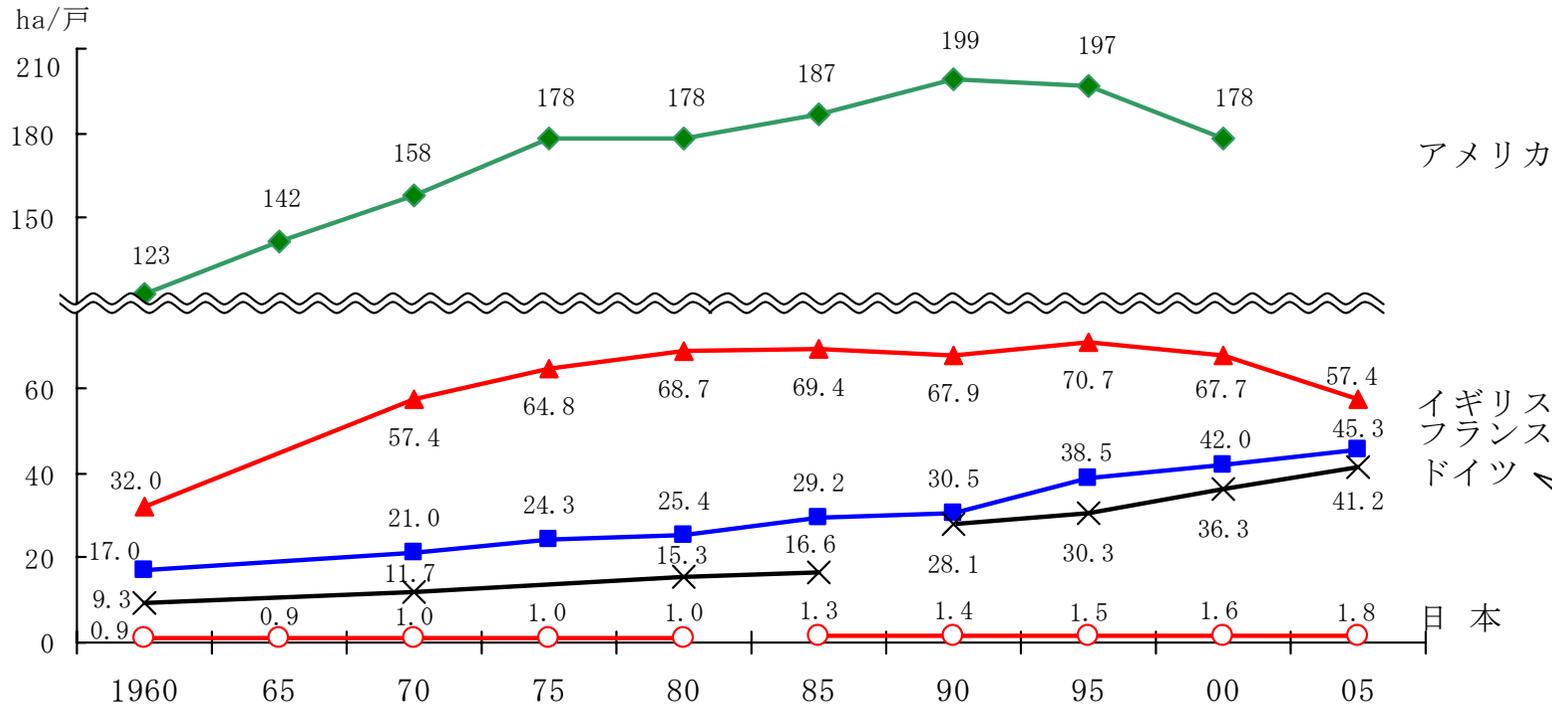
第4次中期目標

第5次中期目標

中期政策

「100億ドル」コミットメントの基準年

農家一戸あたり平均経営耕地面積



1960年農業基本法制定以降、SAFER（土地整備農村建設会社）の創設と先買権の付与による農地集積等の規模拡大政策、農地の長期賃貸借制度の創設等。

1919年ライヒ植民法に基づく公益土地会社（先買権あり）による農地の規模拡大政策等。

資料：農林水産省「農(林)業センサス」

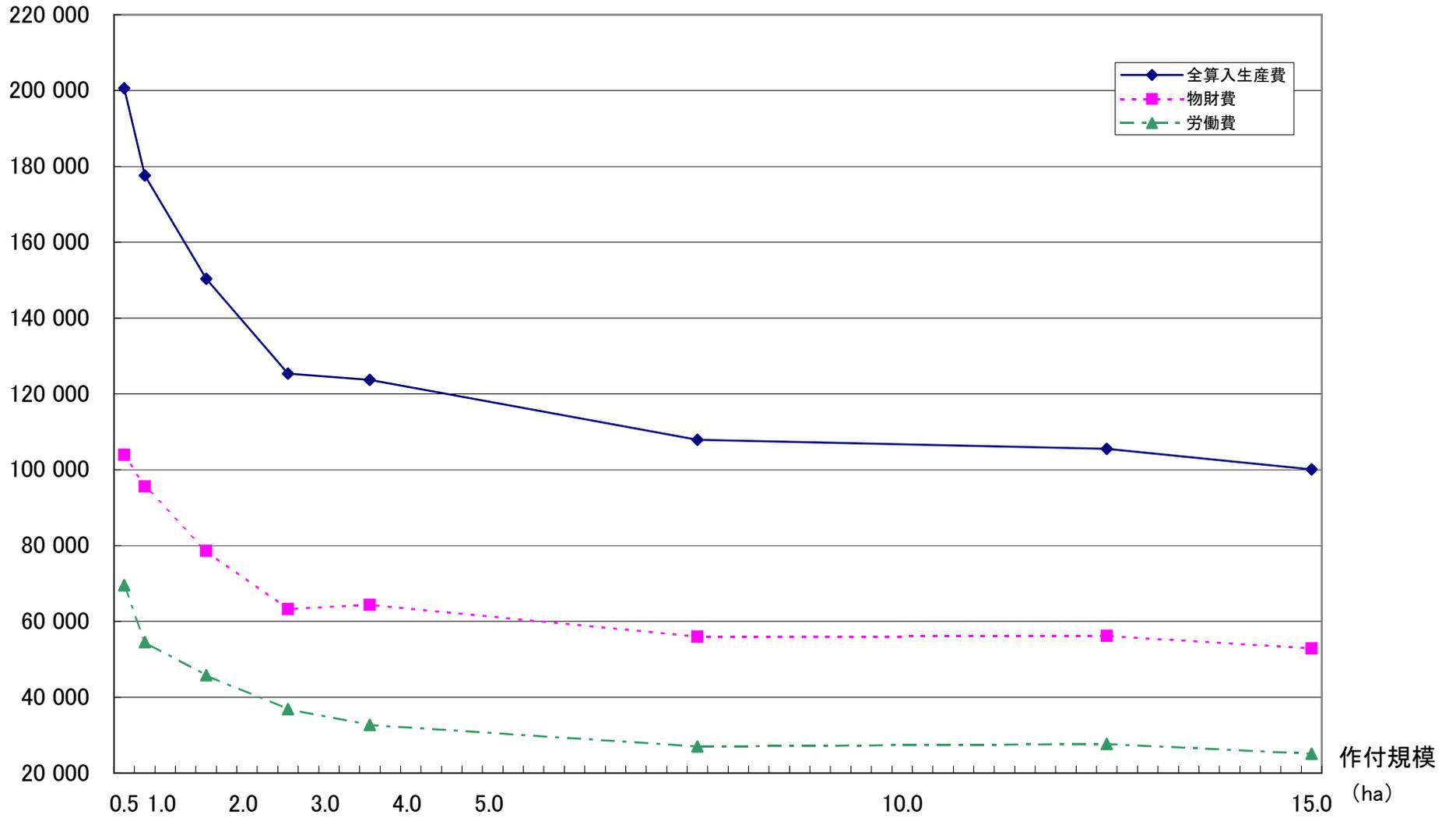
欧州委員会「The Agriculture situation in the European Union」（各年度版）

米国農業センサス

- 注：1) 日本の1985年以降は販売農家の値であり、1980年以前は総農家の値である。
 2) フランス、イギリス、ドイツの2005年は2003年の値である。
 3) ドイツの1990年は1993年の値であり、1985年以前は、旧西ドイツの値である。
 4) アメリカは、2002年より農家の定義が変更されている。
 5) アメリカの1960年は1959年、1965年は1964年、1970年は1969年、1975年は1974年、1980年は1982年、1985年は1987年、1990年は1992年、1995年は1997年、2000年は2002年の値である。
 6) フランス及びイギリスの1990年以降は経営面積1ha未満の経営体を含む。

米の生産コスト (平成17(2005)年産)

(円/10a)

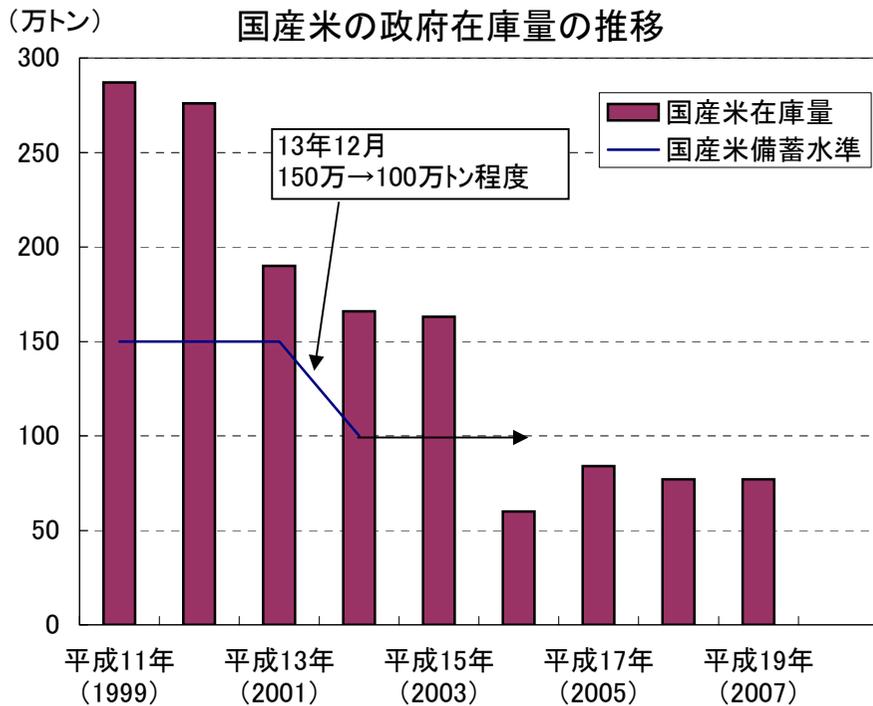


農林水産省「農業経営統計調査(平成17年産米生産費)」に基づき作成

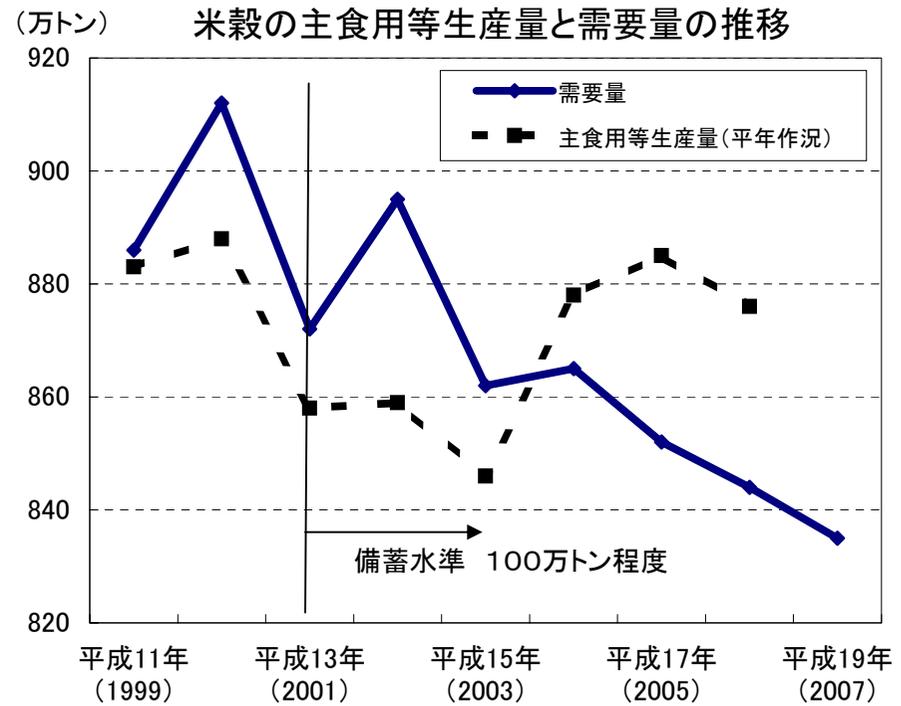
(注) 作付規模0.5ha未満は0.5ha、0.5～1.0haは0.75ha、1～2haは1.5ha、2～3haは2.5ha、3～5haは4ha、5～10haは7.5ha、10～15haは12.5ha、15ha以上は15haとして表記

米の政府備蓄

- 主要食糧法に基づき、政府は米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えて、国産米の政府備蓄を実施。(MA米も保有。)(備蓄経費(19(2007)年度予算):542億円(売買損失457億円、保管料84億円))
- 国産米の備蓄水準は、13(2001)年12月当時の需要量等に基づき、10年に一度の不作や通常程度の不作が2年連続した事態にも対応できるよう設定され、それまでの150万トンから100万トン程度に引下げられたところ。
- 13(2001)年の備蓄水準見直し当時に比べ、主食用等生産量(平年作況)はほぼ横ばいであるのに対して、需要量は減少。(潜在的な需給ギャップの拡大)
- 米の備蓄制度については、需給状況等の推移を踏まえ真に必要な備蓄に限定することが必要。過剰米対策として利用し、過剰在庫の発生につながることはないよう、制度の本旨を踏まえた適切な運営を行うことが必要である。



(注) 国産米の各年における政府備蓄量は、各年6月末における政府備蓄量(実績)。平成19(2007)年は19年6月末の見通し。



(注) 需要量は「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」における需要量実績及び見通し。主食用等生産量(平年作況)は、各年の主食用等生産量(実績)、作況指数を基に算出。

◎ 信用補完制度の見直しについて

○ 「平成18年度中小企業の動向」(抄)(平成19年4月24日閣議決定)

平成18年度において講じた中小企業施策

第5章 中小企業金融対策

第1節 中小企業金融の多様化・円滑化

5. 信用補完制度の見直し

平成17年6月20日に中小企業政策審議会基本政策部会においてとりまとめられた「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」を踏まえ、必要な制度改正を引き続き行った。

(4)信用保証協会と金融機関との適切な責任共有制度による連携強化

原則100%保証の現行制度においては、金融機関は、リスクを負っていないため、中小企業に対して適切な経営支援等を行うインセンティブが働かないことや制度利用に係るモラルハザードが生じる懸念がある。

このため、金融機関が責任ある貸し手として、保証協会と連携して中小企業に対するきめ細かい支援を行うとともに、金融機関に対し、適切な制度利用を促すため、部分保証等の金融機関と保証協会とが適切な責任共有を図る制度の平成19年度導入に向けて準備を行った。

○ 「平成19年度中小企業施策」(抄)(平成19年4月24日閣議決定)

平成19年度において講じようとする中小企業施策

第4章 中小企業金融対策

第1節 中小企業金融の円滑化・多様化

3. 信用補完制度の見直し

平成17年6月20日に中小企業政策審議会基本政策部会において取りまとめられた「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」を踏まえ、必要な制度改正を引き続き行う。

具体的には、平成19年10月から、部分保証等の金融機関と保証協会とが適切な責任共有を図る制度を導入することにより、金融機関による中小企業に対するきめ細かい支援及び適切な制度利用を促す。

◎ 「株式会社日本政策金融公庫法案」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」の概要（抄）

平成 19 年 2 月
行政改革推進本部事務局

2. 組織・会計経理等

(3) 勘定区分等

政策上必要な業務の的確な実施と政策の実施に係る責任の明確化の観点から、主要施策毎に勘定区分を行い透明性を確保。（以下略）

(5) 国庫納付

政府全額出資等の新機関の性格を踏まえ、利益については、必要な準備金の積立て以外の部分は全額国庫納付しなければならない旨の規定を置く。

(6) ガバナンス確保のための国の関与

政策上必要な業務を的確に実施する観点から、予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施、定款の変更認可等の国の監督の規定を置く。

3. 業務

(3) 民業補完業務

部分保証、証券化等の手法を活用して中小企業者等への民間金融機関による無担保貸付の促進を図る（中略）等の観点から、以下のような民業補完業務を規定。

①国内部門

中小企業者向け業務については、中小企業信用保険業務とともに、現行中小企業金融公庫の証券化業務に、リスク補完契約（CDS）を活用した証券化支援業務の追加、対象債権の拡充等を行う。

国民一般向け業務及び農林水産業者向け業務について、CDS契約を活用した証券化支援業務を追加する。（以下略）

(4) 危機対応円滑化業務等

新機関の危機対応円滑化業務に関し、以下のような規定を置く。

①主務大臣が、必要性を認定した場合に、新機関が、危機対応業務を行う指定金融機関に対して必要な資金の貸付、リスクの一部補完、利子補給を実施することができること。（以下略）

(5) 業務の在り方の検討

民業補完の観点から、新機関の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずる等の規定を置く。（以下略）